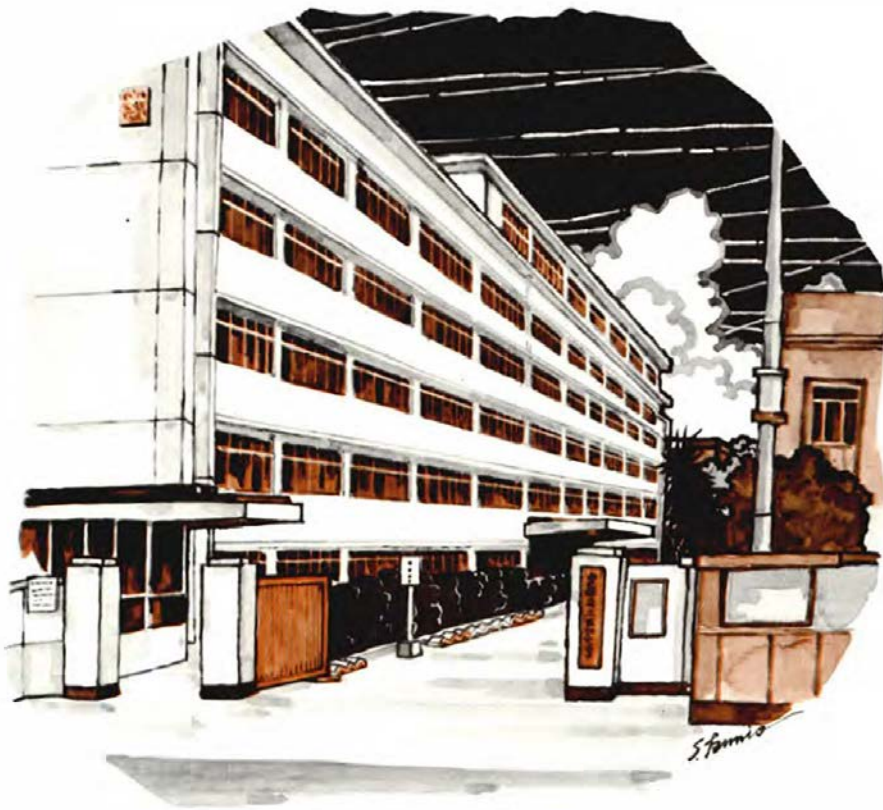


## 第7章

### 嵐の中の医科大学

—医学教育制度の矛盾と大学紛争—



はしがき	305
インターン制度とその撤廃運動	307
Rotate と自主研修	311
登録医制度反対闘争の経過	314
紛争の前ぶれ——とくに仮進制度について	319
紛争の発端	325
機動隊の導入まで	332
a. 大衆団交	332
b. 記念講堂事件	334
c. 建造物封鎖	339
d. 機動隊導入	341
改革案の作成	345
9月開講へ向けて	349
こぎつけた開講	355
100周年記念式典へ向けて	357
付1. 慈恵医大との定期戦	362
付2. 医大祭	362
付3. 文部省科学研究費補助金交付状況 (昭和34年度以降)	362

## はしがき

1967年(昭和42年)1月、本学附属病院の看護婦を中心とする職員組合が2人夜勤の実施、保育所の設置などを要求して闘争を行なった過程において、本質的な看護婦不足から、大学はやむなく病床を718床から543床に減らさざるを得なくなったが、この措置に対し、学生自治会は管理ベットの不足は教育の質の低下を招くとして反対し、9日間の授業放棄と試験の拒否を行なった。この紛争の経過については別項に記載したが、この闘争の渦中に、一方ではインターン制度撤廃運動が全国的な盛り上がりを示しており、われわれの大学においても高学年の学生がもつ将来への不安が、病棟閉鎖反対闘争に強い影響を与えていたことを見のがすことはできない。

ちょうどこのはげしい闘争のさ中に、中村文雄学長の任期満了が近づき、学内は新たな学長の選出に対しても作業をすすめなければならなくなっていた。こうした中で、2月、あいついで教授会に向かって出された二つの文章は、当時の学生が抱えている大学への要求の実態をとらえるのにきわめて重要である。その一つは全国青年医師連合京都府立医科大学支部員一同の名で出された要求である(別掲)。それらの内容は、いずれも未解決のまま長期に亘って学生の中にうっ積し、ついに1969年(昭和44年)の大学紛争の発火点となり、また紛争のエネルギーの背景となったものである。

すでに自治会が公開質問状(別掲)の第一項目にあげているように、大学の土地をめぐる府との関係は、学生にとってもっとも大きな関心と呼ぶ問題であった。

1963年(昭和38年)8月、総工費25,830万円をついやして診療棟改築第3期工事が完了し、病院玄関を含む美しい空色の建物が附属病院のシンボルのように河原町に面して竣工した。1966年(昭和41年)3月には基礎一号館の屋上に中央実験動物舎(工費1,800万円)が、1967年(昭和42年)4月には精神科病棟(工費8,523万円)、7月には基礎二号館(工費24,470万円)が竣工した。こうした一連の増改築にともない、大將軍からは花園分院が、河原町をへだてたいわゆる西構からは基礎教室が本部構内に移され、一応不用となった敷地が教育用財産としての用途を廃して、設置者である府に返還することが決定された。

かねて厚生施設に乏しい大学に対し、学生会館やクラブ活動の場を求めている学生たちにとって、この決定はきわめて不満であった。教授会の中でも、たとえ行政上の常道とはいえ、府への返還は即土地の永久的な喪失ではないかと考え、この措置に対して危惧の念をもつ者も少なくなかった。しかし、大学当局は、これはあくまで行政的な処置にすぎず、将来、再び大学が新たな構想をもって施設を要求したとき、府はこれらの土地をよるこんで返却して



花園分院 移転時 (1970)

くれるであろうと説明し、またこの一時的な府への返還手続きこそ本部構内の学舎の整備を急ぐわれわれにとってもっとも重要なことであると述べた。

このような経緯から、新学長に就任した吉村寿人学長も、西構の土地に将来なにを計画すべきか、花園分院の跡地にどのような夢を実現すべきかと、具体的な構想を立てはじめていた。

- (3) 国家試験ポイコット闘争についての見解
- (二) 大学院、無給医局員問題について
  - (1) 大学院そのものの存在についてどう思いますか
  - (2) 大学院入試ポイコットについてどう思いますか
  - (3) 無給医局員の存在についてどう思いますか
  - (4) 副手に月四千円聖度を支給するという方針に対しどう思いますか
- 一、大学の医学教育方針について
  - 学部教育についていかなる構想をもっていますか  
(カリキュラムについて、図書館を充実させることについて)
  - 一、学内世論を反映させる為、教授会の内容を種々の方法で公開されるかどうか
  - 一、学生の自治活動について
    - (一) 学生の自治活動、特にその政治活動についての見解
    - (二) 学生自治会が全学生の代表として大学当局と交渉を要した場合それを拒否される事はありませんか
    - (三) 学生自治会が行なう学内・外への意志表示を制限される意図がありますか
  - 一、学生の厚生補導に関する方針
    - (一) 具体的方針特に運動場、体育館、等々の設置について学生の要求を受け入れますか
    - (二) 現学長が約束した卓球場建設をすぐ具体化する意志がありますか
    - (三) 学内関係者の要望により設置され、厚生施設として認められている生活協同組合に対して全面的に協力する意志がありますか
    - (四) 生協の土地使用料を撤廃する意志がありますか
  - 一、授業料、実習費、入学金、受験料、その他一切の学費値上げは、これを行なわないと確約されますか、また実習費の用途について、並びにその徴収について教授会と学生自治会との間の確認事項を尊重されますか

## インターン制度とその撤廃運動

戦後間もなく医学の卒後教育の一環として、また医学の実地修練の期間として1年間のインターン制度がアメリカ占領政策の一つとしてGHQの手によってしかれた。医学生にとって、6年という長い大学生活ののちに、さらに1年間、無給の期間を義務付けられることに對する抵抗感がないではなかったが、終戦直後の混乱期には無給ということ自体はさして問題ではなく、教育を受ける者が経済的要求を行なうことはおかしいという気分もあって、むしろ医師国家試験をうけるための資格をとるために課せられた無条件の義務のように考えざるを得なかった。

しかし1950年(昭和25年)頃から、わが国におけるインターン制度が、目的とする効果をあげ得ないことへの矛盾が教育者や学生の間にすでに意識されはじめ、微温的ではあったが改善の声があがっていた。その矛盾の基本となる点としては、

- 1) わが国の大学附属病院における教育指導スタッフの不足と修練施設の不備から、教育の実があげられないこと。
- 2) インターン生は医師でも学生でもなく、医療行為上の身分が不明確であるため、真の

### 公開質問状

京都府立医科大学学生自治会

今般、京都府立医科大学学長選考規程第一条の二に基く学長選考に当り同第八条並びに第九条に關する権利行使の爲次に掲げる各事項に關し、学長就任後の方針・見解を御質問致します。  
尚、来る二月十七日正午迄に文書で以って御回答下さる様にお願ひ致します。

一九六七年二月十三日

#### 質問事項

一、大学運営に關する基本方針

(一) 本学の財政方針・特に対府交渉の方針

(二) 本学の教育研究施設並びに制度に關する見解

(1) 校舎建築及びそれに伴う移転に關する見解

(2) 基礎医学教室移転後の西構を大学が引き続き使用することに關する対府交渉に關して

(3) 移転後の西構をいかなる目的の為に使用するのか、特に体育館、学生会館等の学生の厚生施設の建築計画を具体化されるか否か

(4) 花園分院移転後、あいた土地を学生厚生施設の為に使われるかどうか(学生はグラウンドにすることを要求しています)

(5) 分校を現在の本校の東構内に移転する計画がありますが、どう思いますか

(6) 病棟閉鎖に關して

(1) 病棟閉鎖の理由と是非に關して

(2) 病棟閉鎖の教育・研究に与える影響に關してどう思いますか

(7) インターン制度問題に關して

(1) 卒業後の研修制度に關する見解

(2) 現在のインターン制度に關する見解(我々インターン制度完脱について)

医術の修練が行なえず、形式的な見学の期間に終わってしまうこと。

3) 経済的な保証がないため、時代の推移とともに生活費を求めるインターン期間中のアルバイトが公然となり、修練のための期間という本来の目的が薄らいだこと。

4) 医師国家試験がやさしく、修練の有無が合否と無関係であるため、インターンの重要性が自覚できなくなったこと。

などがあげられる。

☆第九項目最早信じられません。

教育病院に対する国家の財政措置も、どの程度の援助なのか不明であります。現行インターン制に於きましても国家は財政援助をしていることになってはいますが殆んど無意味でして、このあいまいな項目を汲みとる気持がありません。☆第十項目前項同様信用出来ません。

教育を兼ねての臨床実地研修とは言いましても私達個人に対する臨床行為に見合います妥当な報酬を要求致します。このことこそ社会的常識であります。ギブアンドテイクの正常な責任ある臨床修練を果たし得ないのは至極当然な話であると考えます。

以上、新しく提出されました合同会議案につきまして総括致しますと第一、二項目のみ受け入れまして、第三、十項目全てに反対の意見表示を致します。即ち現行インターン制度と全然不変の制度案であり、唯国試と臨床研修の順序が逆になりましたのみで、医療技術の向上を狙うはずの臨床研修をあいまいなものとし、却って医療技術の低下並びに繰り返しになります私達は臨床研修に関しましては

一、適正な身分保障  
一、適正な経済保障  
一、十分な修練  
を求めて居りまして、これら三点が保障されない限りは、慎重且つ、勇気もちまして、批判し続けます。

今の所私達の運動致して居りますのは、

- 一、保健所実習を拒否致しました。
- 一、国試願書提出を拒否致しました (二月八日締切)
- 一、国試を拒否し続けます。
- 一、大学院入試も拒否致しました。今後も続けます。
- 一、学位も拒否致します。
- 一、大学院は学位獲得の急行券、学位は理不尽な人間的拘束の道具、息の長い、純粋な学問の発達を阻害。
- 一、研究(大学が社会的責任性を果たす為の純粋な学問)は積極的にを行います。
- 一、入局(国試ポイント)に関しまして、話し合を始めました。
- 一、国試受験者(医師資格保持者)が入局する科に対しましてはその科への入局を私達以後の者迄引き続き拒否し、他科志願者も応募ストライキを致します。
- 一、出張先にも応募しては、青医連の自主的選択性を尊重させて頂きます。
- 一、有能な医師となる為の充実した臨床研修をさせて頂きます。
- 一、無給医局問題に関しましては青医連はこれから新たな作業を始めます。
- (月、一万円や年俸四万円の話は、ガテンが参りませぬ)
- 一、その解決の日があるまで週二日のアルバイトをさせて頂きます。

以上、御不満もかなりあるかも知れませんが、先生方の各位に於かれましても、私達の唱えます趣旨、立場を充分御理解頂き、出来る限りの応援を期待します。

昭和四十二年二月

全国青年医師連合  
京都府立医科大学支部員一同

上記のような矛盾がやがてインターン制度の改善への強い声として、医学生のみならず、医育者側からももたらされるようになり、1.教育内容の充実、2.経済的保証 および3.身分の安定をいわゆる「改善のための Trias」と呼び、政府への要求が1955年(昭和30年)頃から年とともに強く打ち出されるようになった。こうした改善要求と併行して、医学生の間には1960年(昭和35年)頃から日本の医療情勢の分析、社会保障制度のあり方などに対する関心が深まり、医療労働の問題が浮かびあがって来た。このような情勢をもとに、厚生省も毎年、イン

△臨床修練に関する全国医学部長病院長合同会議試案▽

- 一、現行のインターン制度は、これを廃止する。
  - 二、医学部並びに医科大学の医学専門課程卒業と同時に医師国家試験を行ないその合格者には医師免許証が与えられる。
  - 三、医師資格取得者で診療に従事しようとする者は、所定の教育病院に於て計画された臨床研修を行なう。
  - 四、研修をなした者に対して当該病院長は所定の証明書を与える。
  - 五、独立して診療をしようとする者は一年以上の所定の臨床研修を要するものとする。
  - 六、臨床研修の為の教育病院は医育機関附属の病院及び医育機関の推薦した病院のうちから審議機関が指定した病院とする。
  - 七、審議機関は教育病院を指定し、その充実を図り、指導の責任を果たす為に常置されるものとしその構成については少なくとも半数以上の医育機関の代表者を含むものとする。
  - 八、臨床研修を受けようとする者は所定の教育病院のうちから各自、自由に選択し志願することができる。
  - 九、国は教育病院に対して国公立を問わず医療の向上並びに臨床教育の充実を図る為必要な財政措置を行なうものとする。
  - 十、国は臨床教育を受ける者に対し助成の制度を設けこれを援助する。
- 附記 一、第一項及び第二項は昭和42年3月迄に速やかに医師法の改正を終えるものとする。  
 二、第五項は法的な規制とはしないものとする。  
 今年度も残り少なくなり本学当局に於かれましたも、何かと多忙な頃かと察します。私達も現在重大な時点に参りましたようです。
- さて、私達昭和四十一年卒業生全国青年医師連合京都府立医科大学支部員が、この一年間、全国的な現行インターン制度批判運動を続けて参りました。経過につきましては、これまで何度か御通知致しました。即ち現行インターン制の社会的身分保障及び生活保障の不備欠如、並びに臨床実地修練と致しましての機能不足等に批判をもち、ひいては矛盾に満ちました現行医療体制の一環と致しましての觀察を有し、従いまして、現行インターン制を批判致しますことの意義を感じます。
- そこで本日は、全国医学部長病院長合同会議より先日提出された十項目に渡ります臨床修練に關しての答申案につきまして、私達の考へて居りますことを卒直に申し上げ、この混乱致しました状態をなるべく速やかに收拾する方向に進めますよう、私達の運動に對しまして、適切な批判やアドヴァイスを頂けましたらと考へて居ります。
- ☆第一項目、第二項目について。  
 不合理な現行インターン制度を当局も批判したものと考へ、私達も問題ありません。但し学部教育の一層の向上が望まれるでしょう。
- ☆第三項目から第八項目に至るまで、とても納得出来ません。即ち、  
 医師資格取得後の所定の教育病院に於ける所定の臨床研修を行うことが義務性なのかどうかという不明確さ。  
 特に独立診療する者に求められる一年以上の臨床研修と、前述の臨床研修の意味の違い及びその意義。  
 又、ここでいう独立診療なるものを云々する意味及びその必要性。  
 医師資格取得後臨床研修を経た医師、経ない医師の相異。医師資格取得後の所定の臨床研修と現行インターン制との実質的相違。
- 等、多くの不明確な点を含むこと、そして現行インターン制と変らないものとしての評価しか私達には出来ないのです。



ターン制度改善のための費用を政府に要求しつづけて来たが、1963年(昭和38年)11月、厚生省から出された5億1千万円の要求が政府によって削られたことから、インターン生の運動はそれまでの改善存続の要求から完廃闘争へと激変することになった。

インターンとは教育という名のもとにかくされた医療労働の収奪である。したがって国立病院や指定病院での修練をボイコットしよう。そして保健所実習、奨学資金、臨床系大学院、国家試験の一切をあわせてボイコットしようという意識が高学年の医学生の間にも高まり、全国的に連帯し、社会を背景とした運動を展開しようという目的で、青年医師連合(青医連と略す)が結成されることになった。われわれの大学で確実な青医連が結成されたのは1966年(昭和41年)卒業のクラスからで、その後41青医連、42青医連というように世代別青医連の形でこの組織の拡大が行なわれていった。

医者側もこうした動きに対応し、全国医学部長会議インターン問題小委員会、全国大学病院長インターン問題委員会、文部および厚生省における卒後教育研修懇談会などがつくり、1967年(昭和42年)5月13日全国国立大学医学部長会議・全国医学部長会議から「臨床研修に関する試案」の実現に関する要望書、また同日前記卒後研修懇談会から「新規に医師免許を取得した者の臨床研修について」の答申が出された。しかしこの2つの要望や答申は、医療の官僚統制を強化し、医師労働力の国家管理を目的とした資本主義体制の強化を意味するとし、学生たちにとっては受け入れがたい内容であった。しかもこれらの答申にもとづいて医師法の一部改正法案が作成され、登録医制度が法制化されて国会に上呈されるのではないかとの危惧が昂まり、7月1日、全学年がスト権を確立して自治会執行部に一任した。7月4日、本学記念講堂において関西医学連統一行動がもたれ、翌5日から1～5回生が、7日には6回生も、突然の無期限ストに突入した。

7月6日、臨時教授会が開催され、学生ストの状況について検討するとともに、6月27日全国医学部長・病院長会議で明らかにされた文部・厚生両省の考え方について金田弘病院長が説明、新たに設置されようとしている登録医制度について検討された。教授会としてはインターン制度を廃止することと、卒業後ただちに国家試験を行ない、医師免許が与えられるようにするという2項は了承するが、研修医の定数と報酬、大学院生との関連などについては問題点が多く、学長、病院長、学生部長、研究科主任および4教授(中村恒男、増田正典、能勢善嗣、佐野豊)からなる将来計画委員会においてさらに検討を加え、全国医学部長会議にその結果を反映させるとともに、学生懇談会を開催して今後の大学側の姿勢を明らかにすることになった。

この7月の無期限ストは夏季休暇にはいったために自然消滅し、4科目の定期試験のボイコットと5日間の授業放棄にとどまった。同月に行なわれた大学側と学生側の動きのあらま



しはつぎのごとくである。

42. 7. 1 学生自治会登録医制度に反対する「スト権」確立
  7. 4 記念講堂における関西医学連統一集会
  7. 5 1～5回生無期限スト突入
  7. 6 臨時教授会「登録医制度」につき協議
  7. 7 6回生ストに参加，全学ストとなる。学生本学記念ホールに集合，円山公園デモで氣勢をあげる
  7. 8 登録医問題に関する学生懇談会開催。学長，病院長，学生部長ほか教育委員出席，学生約100人
  - 7.12 再び学生との懇談会，学長，病院長，学生部長のほか将来計画委員出席，学生約100人
  - 7.13 教授会開催「医師法一部改正法案要綱」検討
  - 7.13～14 関西医学連登録医制度反対デモ

## Rotate と自主研修

学生たちは7月の無期限ストという行動にいつ終止符を打ったのか，なにごともなく9月とともに2学期の授業に出席した。夏期休暇中におこった山岳部の事故が大きな話題となっていた。それは，7月24日2回生谷内連が笠ヶ岳夏山合宿中四ノ沢Bルンゼで遭難，死亡した事件である。綿密周到な計画も，冷静な判断も欠き，あこがれが優先した稚拙な事故であっただけに大学が受けた衝撃は大きかった。翌1968年(昭和43年)5月，山岳部は追悼集「峻峰」(110ページ)を発行したが，若いいのちの散華はいつも痛ましい。

9月，自治会は敷地問題を中心に，大学の将来について確固とした方針を打ち出すことを求めた。しかし，それよりは登録医制度が国会で審議される可能性が出て来たため，秋になってからは数回にわたって学生懇談会がもたれることになった。10月4日，その第1回の懇談会において，学生は卒後の研修には一つの医局に固定されず，長期に亘って各科を rotate することを要望した。そして11月30日，関西医学連の統一行動として授業放棄を行なった頃から，自主研修という言葉が用いられ，自らの要求による自由な卒後研修を旨とする運動へと変わっていった。

長い日本の医学部の伝統を支えてきた医局制度は，ここに大きな批判を受けることになったといえる。いうなれば長期に亘る自主研修は医局制度の破壊であり，教授を中心とする出張計画，学位制度など一切がつよい影響をうけることになる。

しかしまた長い歴史を踏襲した医局制度の慣習が，もはや若い世代の学生たちや医師層に，相いれないものになっていたことも事実であった。こうして年末近くまで1967年(昭和42年)

の秋は、教授会と学生との頻繁な会議が催された。

- 10.4 登録医問題に関し、学生懇談会、学長、病院長、学生部長および将来計画委員出席、学生約50人
- 10.12 教授会、将来計画委員の卒後研修に関する中間報告を説明
- 11.9 教授会、卒後研修委員会設置決定、4人のプロモーター決まる
- 11.29 11.30日に学生予定のスト中止を説得、学長声明文配付
- 11.30 4回生以外全学年スト決行、6項目要求を提示
- 12.12 学生懇談会、学長、病院長、学生部長、卒後研修委員出席、学生約100人。学生の6項目要求について一応の見解を示す
- 12.13 6回生、クラス会開催を称し午後授業放棄
- 12.14 教授会、6項目について協議、あわせてストに対する処置も協議、警告のため学長告示を出すことに決定
- 12.15 学長告示を出す。学生懇談会、学長、病院長、学生部長および卒後研修委員出席。6項目について回答

11月30日学生が提示した6項目の内容はつきのごとくである

1. 身分は青年医師連合京都府立医科大学支部研修医とする
  2. 研修は自主研修計画(当面2年間)に従い一研修単位を6カ月とし大学病院と研修医総体との契約関係において行う(6カ月をいくつかの小単位に分けることもある)
  3. 研修医は患者の受持医となり、大学病院は研修医1人につき1人の割合で保障する
  4. 大学病院における研修は週4日行う
  5. 大学病院は研修医に研修医室及び附属施設設備を保障する
  6. 研修上の諸問題は研修委員会(教授及び研修医代表より構成)を設置し検討する
- (付) 研修医数(昭和42年度卒業生)は先に確約した通り90名とする。以上に関して昭和42年12月5日までに文書で御回答下さいませよう御願ひ致します。

大学側の回答は、国試をボイコットし医師免許をもたないものを研修医としてあつかうことはできず、患者の受持医とすることもできないという点で常に学生の要求ときびしく対立した。こうして年が明けた。6回生は1月11日から卒業試験にはいった。登録医制度の国会呈は間近になった。しかしなお大学側は卒後研修に対する決定的な回答を出し得なかった。こうして高学年学生の不安がつのっていった。1968年(昭和43年)1月17日、学生懇談会において大学は、正式に6項目要求に対する回答を行なった。従前行なわれて来た懇談会で用いられて来た研修医という字句が、このときの回答では実地修練生となっていたことが学生たちのはげしい反撃を食うもとなった。大学側がインターン制存続を前提としているとみなしたからである。1月24日、6回生はおだやかな表現ではあったが「1月25日に教授会が、私達6回生の納得できる結論をださないかぎり、今後の卒業試験を受験することはできない。」

とクラス会の名で教授会に要望して来た。

登録医制度に関する全国医学部長・病院長会議の見解は統一を欠き、この法案の国会通過も見通しはつかなかった。したがって、新しい制度を仮定して卒後の研修計画を立てることは軽卒であり、なお存続しているインターン制度にのっとして最終回答を出すべきであろうと大学側は判断した。そして1月25日、最終回答としてつぎの3点を学生に提示した。

① 登録医制度に関しては、予算等がはっきりしない現在、登録ははずすべきである。登録医制度反対声明を出すことは現在効果がない。

公立医科大学が一体となって、登録をはずすよう努力したい。

② 本学教授会は民主主義のルールにのっとする。仮りに登録医制がインターン廃止と共に法制化された場合には、医師国家試験を放棄した者の処置は、法律に従って行なうほかはなく、従って、医師でない者は医療を研修させることはできない。また、研修医以外のなんらかの制度によらない限り病院へ受け入れることはできない。

ただし、精神科、放射線科および基礎医学では医師でないものでも一定条件の下に見学生として認めることができる。

③ 研修制度のもとにおいても(登録医制度にもとづく研修に関して)、インターン制度のもとにおいても大部分の臨床科目については、ローテートによる研修は1年しか認めることはできない。

登録医制度の国会通過を必至と判断している学生たちは、この最終回答をもとに再三クラス会を開催した。6回生のクラス委員の中には医学連や青医連との密接な連絡をとる活動家が多く、卒試ボイコットへ向けて異常な情熱を注いだ。昭和43年8月大学が編集した「本学における最近の学園紛争について——登録医制をめぐる紛争を中心として——」という小冊子は、当時の学生課長芦田浩次の筆になるが、その中につぎのような一文がある。

その投票は記名投票によって行なわれ、最初の二、三回はボイコット賛成派が少数であったが、多数になるまで二、三日ごとに投票が行なわれた。そして投票のやりなおしは“情況が変わった”という名目で続けられ、投票と投票との間にはアクチブが反対派の下宿におしかけ、場合によっては徹夜で賛成にまわるよう説得が行なわれた。

かくして2月7日のクラス会でとうとうスト賛成35人、反対27人、保留6人、棄権3人、欠席3人、計74人という票数で卒業試験をボイコットし、ストにはいることが決まった。

これより先、3、5回生のクラス会では、6回生がストを決行すれば、これを支援していつでもストが行なえるよう「スト権」の確立が行なわれていた。

そして、2月8日ストを決行することとなった。自治会役員の主力を出している4回生は、票決数が $\frac{2}{3}$ の賛成というシビアな条件もあって、ストに入ることができなかった。ここにおいてストにはいった学生(6、5および3回生)は『全学闘争委員会』を設け、その闘いを進めてきた。

## 登録医制度反対闘争の経過

43. 1.17 学生懇談会において、11月30日付の6回生の6項目の要求に対し回答
- 1.24 6回生クラス会はさきの1月17日回答を不満として、さらに1月26日までに再検討のうえ回答を要求してきた。そしてその回答が納得できない場合は、今後の卒業試験を拒否することを申し入れてきた
- 1.25 教授会において、この問題に対する大学としての最終方針を検討し、学生に回答することとした
- 1.27 学長が厚生省に谷垣政務次官を訪問。「研修」の終了にあたっては研修病院長の認定にとどめ、厚生省の関与を差し控えるよう要望
- 1.31 学生懇談会において、上記の教授会最終回答を通知
2. 4 学生、大阪大医学部長、病院長、奈良医大病院長、和歌山医大病院長代理と社会党大蔵委員長堀昌雄代議士に面会
2. 8 3, 5, 6回生無期限ストに突入。授業を放棄したる3, 5, 6回生に対して、学長より警告した。学生自治会より要望書によって1月25日回答の撤回を要望してきた
2. 9 社会党柳田代議士を学長が訪問、登録医制度の修正を依頼
- 2.12 本学出身の岡本隆一代議士、大橋和孝参議院議員に同上の依頼
- 2.13 卒後研修幹事会(学長、病院長、学生部長、研究科主任、中村文雄教授で構成)開催
- 2.14 12日に引きつづき両議院に制度の不備を学長から説明。卒後研修委員会開催
- 2.19 卒後研修幹事会開催
- 2.20 重ねて、2. 8と同趣旨の要望書を提出してきた
- 2.22 教授会にて、学生の要望の検討を行なうとともに卒後研修委員会にて登録医制に対する大学としての対策を打ち出した。大阪市立大学にて徳島大学、関西医大代表と会い医学部長会議総会招集の要請手続きをとった
- 2.23 卒後研修幹事会開催
- 2.25 本学の名において、医学部長会議議長に要望書を送った
- 2.26 卒後研修幹事会開催
- 2.28 学生対策について卒後研修委員会と幹事会にて検討した  
(学生よりの話し合い申し入れに対し検討)
- 2.29 自治会代表より6項目内容についての回答の要求があったので幹事会で話し合った
3. 1 学生自治会代表、院長、学生部長、増田教授(6回生クラス担任)が話し合った。ここにいたるまでに助教授講師団、助手副手団と学生との対話があり、今回の話し合いにより学生側は研修委員会の考え方をかなり理解するにいたった
3. 2 全国医学部長、病院長会議が開催され、医育者としての統一見解の発表があり、厚生省に対

し登録の意味なきことを強調した

- 3. 7 自治会より教授会声明に対する見解とスト対策に対する抗議がなされた。同日学生との懇談会を行ない意志の疎通を図った。臨時教授会開催。岩瀬学生部長の任期満了に伴い、佐野豊を新学生部長に選出した
- 3. 9 卒後研修委員会幹事会にて学生の申出を検討して大学側の見解を明らかにした
- 3.13 学生自治会と再度懇談会を開いた。学生はシュプレヒコールをかけ、坐り込んで学生部長、院長、増田担任を深夜に及ぶまで軟禁状態において要求貫徹を企画した
- 3.14 教授会にて学生との話し合いの結果をまとめて討議した。教授会では研修委員会案を支持することが決議せられた。また、卒業生、在学生の処置についての取り扱いも確認せられた
- 3.15 7名の卒業生に対し、卒業式を行ない学長は勇気ある行為と賞讃した。68名が留年と決定した
- 3.28 学長、学生代表と会い、国家試験ボイコット者についてもなんらかの形で研修受け入れを伝える
- 3.29 医師法改正案が衆議院で医籍登録の一部を修正して通過
- 3.30 学長、学生代表と国家試験ボイコット者の研修受け入れについて話し合う
- 4. 1 新旧学生部長が交代した
- 4. 9 学生部長、国家試験ボイコット者の研修について学生代表からその要望を聞く
- 4.12 卒後研修委員会、幹事会で医師免許を取得するまでの間の研修(国試ボイコット者の研修)について検討
- 4.13 学生部長、学生代表と会い、上記研修要項についての要望を聞く
- 4.16 卒後研修委員会での研修案(参考1)を決定。学生集会において提示説明
- 4.18 教授会にて学生に対し、警告を発すべしとの決議があり、学長と教授会名で告示(参考2)を作成した
- 4.19 学長告示を公示。学生集会を開き大学提示の「研修取扱い」を了承  
病院長と臨床幹事と42卒生代表と会い6ヵ月ごとの協議と研修更新を約して受け入れることに同意した
- 4.20 学長告示に対し、学生自治会告示の白紙撤回提示(参考3)を無届けで行なう。ただちに自治会代表を呼び撤回せしめた
- 4.22 医師法の一部改正に対する教授会見解を公示。5回生スト解除、午後から講義を受く
- 4.24 学生集会(150人)に学長、病院長、学生部長出席、再度6項目説明。学生調印を迫り、集会場に軟禁しようとした。また7名の卒業生を締め出すよう要求した
- 4.25 教授会、卒後研修委員会にて、事後処理について学生の要望書を検討した。学長、学生部長は各クラス代表(自治会)と会い、受講ボイコットを解くことが先決なる旨を伝えた
- 4.27 学生集会を開きストを終結するかどうか投票を行なう。結果賛否いずれも過半数に達せず結論せず
- 4.30 学生部長の“受講放棄中の学生に告ぐ”(参考4)を公示。4回生スト解除決定す
- 5. 1 スト続行の6回生(留年クラスを除く)に対し、父兄あて文書を発送

- 5.4 スト続行中の学生，学生集会を開きストの解除，闘争委員会の解散を決定。ここに全面的にスト終結す
- 5.9 スト終結を機会に学生を誹責し，今後の軽挙盲動を戒めるため，学長教授会告示(参考5)を出す

(参考1) 43年度卒業生の医師免許証を取得するまでの間の取扱い

これは医師法改正に伴う卒後研修に対する暫定処置のために設ける規定で，京都府立医科大学において研修しようとする43年卒業生が医師免を取得するまでの期間に適用される。

#### I 身 分

上記の期間本学で研修しようとするものを医学研修者(仮称研修者)と呼ぶ，研修者の身分は従来の実地修練生に準ずる。

#### II 研 修 原 則

研修は少なくとも1カ月以上同一科にとどまり，教科をローテートすることができる。研修計画は6カ月ごとにあらためて協議する。

研修科目としては，臨床学科および基礎学科を含む。

#### III 研 修 形 態

研修者の指導は，講師(学内)以上の教員およびこれに準ずる教員が行なう。

研修者(90人以内)の各教室への受入れ人数，期間等についてはIVの協議会において調整する。

#### IV 研 修 協 議 会 の 構 成 等

研修協議会は，卒後研修委員会から選ばれた卒後研修主任を長とし，卒後研修委員会の幹事，カリキュラム委員会の代表および研修者の代表によって構成する。

研修者から提出された計画は，各科主任指導医で構成するカリキュラム委員会で審議する。協議会は，さらに研修上の諸問題について検討し，その決定事項は卒後研修委員会に提出する。

#### V 研 修 者 室 お よ び 設 備

要望に応えるよう努力する。

#### VI 研 修 者 に 関 す る 事 務 は ， 附 属 病 院 医 事 課 の 所 管 と す 。

(参考2) 告 示

本年2月以降多数の学生が受講および受験を放棄し，長期に亘って大学の正常な歩みを阻害しつづけていることはまことに遺憾である。

本学卒後研修委員会は繰り返し学生自治会執行部と対話の機会を持ち，全学生集会にも出席して諸君の将来について論議してきた。

われわれは，今次衆議院を通過した法案が決して完全に満足すべき内容を持つとは考えないが，当初われわれが要求した諸項目に改正が加えられ今後の適切な運営と予算の拡充によって期待を持ち得る内容となったと判断している。また，43年卒業を予想される学生についても委員会は諸君の要望を十分に盛り込んだ規定を作成し，弾力ある態度であたかく研修せしめようと努力してきた。

それにもかかわらず，自治会執行部は，毎回対話によって得られた合意の線をふり出しにもどし，事態解決をいたずらに遅延させるのみならず，授業放棄解除後の問題について諸条件を提示して教授会の即答を求めてきた。しかし，これらの諸条件はいずれも授業放棄に入ったのちに生じた問題であり，したがって本学教授会は諸君がまず授業放棄を解除しない限り，事後処理については一切の解答を保留することを声明する。

最後にわれわれは、クラス会、全学生集会等に出席する学生が極端に少なく、多数の学生が真剣な討議の場に参加していない現状を憂う。諸君は受講放棄の当初の問題点がほとんど解決していること、さらに受講放棄を継続している大学が四大学に過ぎず、本学をのぞいてはいずれも学内問題によって事態の紛糾を招いていることをよく認識し、すみやかに真の全学生集会を行ない、一日も早く大学を正常な姿に復すべく全学生が挙げて努力するよう要請する。

昭和43年4月18日

京都府立医科大学学長  
同 教授会

(参考3)

4.18告示白紙撤回要求決議

本学教授会が国ボ者の受入れ拒否の回答をしたことを契機に、2月8日全学無期限ストに突入して以来、我々は一貫して事態の早期解決と卒業研修体制の確立を求めて闘ってきた。教授会は、この我々学生の総意に基づく行動に対して、我々の斗争弾圧の意図から一方的に教室閉鎖を行ない、討論の場を我々から奪い去った。と同時に、掲示物の内容による制限を行い、さらに「スト中である」という理由で、春休み中に行われる予定であった追再シケンをとりやめ、ストを解除すれば行っても良いと恫喝を加えた。ここに教授会が我々の行動を、弾圧によって屈服させようとした意図は明白である。これらの弾圧がすべて「教育的配慮」という言葉の下に行われてきたということは、本学において教育という言葉が弾圧と同義に使われてきていることを暴露している。我々は「告示」において述べられている「大学の正常な歩み」とは一体何かを本学教授会に反問する。

この告示内容が、きわめて事実を曲げて述べられている点について我々は、本学教授会の科学者としての、そして教育者としての態度に多大の疑問を抱かせざるを得ない。

即ち、第一に「くり返し対話の機会を持ち云々」とあるが「スト中は学生懇談会は行わない」「医師法の行方がはっきりしないと話し合っても無駄だ」等々という理由で我々は一方的に話し合いを拒否され、当初何ら事態の進展のないまま日を送ったこと。

第二に、「43年卒業を予想される学生についても要望をもち込んであたたかく研修せしめようと……」という点について、国ボ者の本学での研修を認めることが初めて教授会から示されたのは、3月28日医師法修正案が衆院を通過した日であり、スト突入以来、実に、50余日目であるという事実。そして3月14日以後、この問題について教授会で検討せず、4月18日に至るまで一ヶ月以上放置してきた責任をどう考えているのか。

第三に、「自治会執行部は毎回対話によって得られた合意の線をふりだしにもどし、事態解決を遅らせたのみならず、スト解除後の諸条件を提示し云々」という点に関して。まず、今回の行動は、全学生の総意の上で行われ、学生内の民主的手続きの下に行われているにもかかわらず、「自治会執行部」として歪曲していること。そして「合意」とは双方の意とする所が合致したとき始めて言うことであり、一方的見解は決して「合意」ではない。逆にほぼ了解点に達した6項目を我々に適用しないという形でふりだしにもどし、事態解決を遅延させたのは教授会であった。

第四に、「クラス会、全学集会等に出席する学生が極端に少なく……」に関して。我々は、スト突入以来、数多くのクラス会を行い、そして、定足数以上で成立させ真剣に討論を行ってきた。この我々に対して、討論の場である教室を閉鎖してクラス会開催を困難にし、我々の要望に教育者としての誠意ある対応をせず長期にわたり放置して斗争を恒常化させた教授会の反省が告示中のどこでなされているのか。

等々、我々は客観的事実から、告示全文を否定する具体的根拠を有する。さらに医師法改正案



に関して、完全に満足ではないが、期待をもてると判断している、と述べている。しかし、その判断の根拠は全く「善意の解釈」というあいまいなものからなされており、我々はこれを納得することができない。

(参考4)

昭和43年4月30日

受講放棄中の学生に告ぐ

2月8日諸君が受講を放棄して以来すでに80日、その間に失われた講義と実習の日数はまさに7週に達しようとしている。学生部はこの期間、いかなる時点で授業が開始されても対処できるよう努力して来たが、5月4日以降も受講放棄が継続されるような事態になれば、もはやその補充は一切物理的に不可能になることをまず諸君に徹底させておきたい。

今回の長期の授業放棄に対し、すでに賛否二分する意見の対立が学生の間に生じ、また教える者と教わる者との間に深い感情の溝が生じつつある現実をわれわれは凝視しなければならない。この異常な事態が不幸にして、さらに延長し拡大されるようなことがあれば、諸君ら全員のこうむる被害はあまりにも大きい。そして教官が等しく抱いている教育への情熱を少しでも喪失せしめるようなことがおこれば、それは教育の場としての大学を崩壊に導くであろう。

学生諸君！ 諸君はわれわれが学生に抱いている真情を理解し善意をもって信頼しなければならない。そしてすみやかに受講放棄を解き正常な状態に復帰し、事後処理に関する一切の問題を学生部にゆだねよ。諸君は自ら失った大きな学業の損失を早く取りもどさねばならない。諸君の一人一人がこの異常な環境の中で苦しみ、真剣に直面した体験は貴重である。諸君が抱いた一切の矛盾や不満はそのまま看過されるべきではない。もしそれらの問題を諸君が提起するなら、いつでも学生部長は教授会との間の架橋に全力をあげる用意がある。平静な協議の場でそれらの一つ一つを心ゆくまで話し合い、解決し、日本の医学制度を改革し、われわれの手で京都府立医科大学に新しい風を吹き込むことこそ、今回の不幸な事態を意義ある建設の礎にし、価値ある門出に立たせることができると考える。

学生部長

(参考5)

告 示

5月4日新旧6学年が授業放棄を解き、2月8日以来87日間におよぶ異常事態に一応の終止符が打たれた。

これほど長時間にわたって多数の学生が授業を放てきし、一方的な自己主張を固執し、一切の責任を教授会に転嫁して大学を混乱に導いた例ははまだ本学の史上に類を見ない。このような事態を招来し、教育と研究によって支えられた大学の正常な活動を阻害した学生の行為は、そのまま看過されるべきではなく、授業放棄に参加した全学生ははげしく譴責されなければならない。

正規の学業の場にもどったいま、諸君は授業放棄がいかにどの損失を大学と学生自身に対して招いたか、そしてなにほどの成果が諸君の上にもたらされたかを深く考えと共に、諸君のとった行動が果たして諸君の求めんとする目標達成にふさわしいものであったかどうかを真剣に反省しなければならない。

およそ、社会組織の制度の改革は、これを構成するもの間の相互の信頼と理解を前提とした冷静で忍耐強い対話によって、はじめて円滑に行なわれるのであって、一部構成団体の自己主張に終始し、諸般の状況を見捨て、いたずらに早期解決を求めたのでは、混乱と破壊を招くばかりで、少しの建設的前進ももたらさないことを銘記しなければならない。

諸君は昨春以来三度にわたって、学生がとるべき最後の非常手段である授業放棄という行為を安易に繰り返し、しかもその指導を責任態勢の明確でない非公認の組織、すなわち全学闘争委員会にゆだねている。そしてかってと同様、今回もまたこの委員会の解散という理解できない無責

任な処置ののちに、有耶無耶のうちに異常事態を解消している。このように安易に学生の本分を忘れた挙に出たことに対し、諸君全員がひとしく反省しなければならないが、これを指導した闘争委員なるものこそ、いま痛烈に批判されなければならない。

長期の間、受講しようとする数多くの同輩から、いっせいにその権利と自由をうばい、学則を忠実に守って卒業した学友に精神的苦痛を与え、一部の教職員を誹謗して著しく個人の名誉を傷つけ、さらに規定を無視して見苦しい掲示を繰り返し、平和であるべき学園の中でヘルメットをかぶって示威行進するなど許すべからざる言動があったことを今こそ強く反省すべきである。しかも自治会はこれら一連の闘争委員会の行為を防止する努力をおこなっている。

以上のような言動と態度は、当然学則によって懲戒を受けるべきものではあるが、現時点においては強く諸君に猛省を求めるとともに、今後の諸君の姿勢を観察し、なにが、また誰がこのような不祥事態を起こしたか、さらにこの反省を阻むものは何ものであるかを仔細に分析した上で処置することとし、当分の処分を保留することにする。

昭和43年5月9日

京都府立医科大学 教授会  
京都府立医科大学 学長

以上のような経過をたどって1968年(昭和43年)の登録医制度にからむ春のストライキは終焉した。しかし、このストライキを通じて見のがすことのできない事態が学生や若い医師層の間におこっていたことを教授会は気付かなかった。

その第1は、登録医制度をめぐる論争の中で、学生たちは現在の医療制度の欠陥と矛盾に直面したことであり、しかも指導的役割をはたす執行部は、他大学とくに東大・京大・東京医科歯科大などの連帯を深めていったこと

第2は、学生と吉村学長その他の教授との話し合いのうち数回の会合は、きわめて緊迫した状況に陥り、しばしば力で退室が阻止されたり、また集会場のあちこちに散在的に坐ったアクティブな分子の巧妙な発言によって会議がリードされ、一般学生の発言がおさえられ、学生たちの投票結果が著しく左右されたこと

第3は、かなりかたい姿勢を取りつづけた教授会の態度、また一方で学長をはじめとして誠意ある対外的活動を行なったことが、ストライキの解決に好影響を及ぼしたというムードが教授会側にあり、ある程度の甘い自信を大学側がもったこと

など、現実の認識にやや欠けるところがあったと思われる。

## 紛争の前ぶれ——とくに仮進制度について

1967年(昭和42年)ごろから、本学学生の中で警察に逮捕されるものが目立ちはじめた。同年6月医学連関西ブロック集会デモで3回生が1名公務執行妨害で、7月には2回生、3回生、5回生各1名が登録医制粉碎中央統一行動に参加中、東京都公安条例違反で、11月には



東大闘争

## 東大闘争日誌

- 1968年
- 1.29 医、無期限スト突入  
①医師法改訂反対 ②教授会は法案に反対せよ ③若医連の研修 協約の締結を要求
  - 2.19 医学部が上田病院長に団交要求 春見医局長とこせりあい 夜、全学闘は医局長に謝罪を要求して15時間におたりの話し (春見事件)
  - 3.11 医教授会、春見事件等に関し、学生研修医、医局員17名の処分発表 (進学4名を含む) 全館をロックアウト
  - 12 医学部、医中実部を占拠
  - 26 医、占拠、東田副学長率実部として防衛にのっていった処分者の一人、松貞彦君のアリバイを証明
  - 28 卒業式中止 医学部、安田講堂前に集りこみ
  - 4.12 入学式挙行 医学部、安田講堂前に集りこみ
  - 15 医、前一年生もスト入り、合計八年生がスト
  - 5.10 医師法改正案審議を通過、医学部、安田講堂を占拠して大学に通告
  - 6.15 医学部、他大学生の応援を得て安田講堂占拠
  - 17 大学当局 早朝機動隊を導入し占拠学生を御座
  - 20 法を破る九学部スト、安田講堂前で抗議集会 (8,000人) 紛争全学へ  
①機動隊導入抗議 ②処分白紙撤回 ③総長との大衆団交要求
  - 26 文、無期限スト突入 (リポート執筆 豊川医学部長、記者会見で処分撤回せぬと見通
  - 27 特院、無期限スト突入
  - 28 評議会 松貞処分撤回を決定 安田講堂で総長所信表明の会見
  - 7.2 全学共闘会議時計百再占拠
  - 5 教養、無期限ストへ  
安田講堂で抗議集会 (3,000人)

第2羽田事件で佐藤首相訪米阻止で2回生と5回生がそれぞれ1名、公務執行妨害と凶器準備集合罪で逮捕された。1968年(昭和43年)になると、3月には米陸軍王子病院設置反対のいわゆる王子事件で1回生1名が、6月には国試ボイコット坐り込みで道交法違反に関わられて6回生1名が大阪で、7月にはアスパック阻止闘争で外務大臣の出席阻止で4回生1名が新宿で逮捕された。それまでわれわれの大学の学生が京都以外の土地で警察に逮捕されたという前例は少なく、学生部としてはその都度緊張せざるを得なかった。教授会は、これらの学生に対してそれが学外で行なわれた行為であり、裁判所が判決を下すまでは静観し、学内的に処理しないという多くの大学が行なっている習慣に従い、あえて特別な補導にもあたらなかった。

秋が来ると、東京大学の医学部からはじまった紛争は激化の一路を辿り、東京大学全体がはげしい混乱に陥っていった。大学の民主化という掛声は、助教授講師会からの教員会議の開催要求として最初に具体化した。また、一方では、進学課程の学生から仮進学制度に対する批判が出はじめていた。しかし8月中旬から病にたおれた吉村学長の健康が回復するまで、多くの作業は停滞し、秋も半ばに及ぶまで、大学側の対応はおくれた。

仮進学制度は、新制大学に切り換えられて進学課程が発足した当時から存在した制度で、2年間の進学課程の要修得単位の一部が認定されなくても3回生に進学できるという規程である。進学課程における単位の数え方は大学によって異なり統一を欠くが、われわれの大学

での算定規準によると、99単位中85単位まで2年間に修得すれば14単位は残しても3回生に仮進学できるという規定である。この場合、残された単位は入学後4年以内に修得しなければならぬ。

以上のような規程は1965年度(昭和40年度)まで実施されたが、この制度は教育上多くの障害を与えるようになった。

第1は、学生気質の変貌から、一部の学生たちが14単位を安易に残して仮進学する気風があらわれ30~40%の学生が仮進制度によって進学するようになったこと。

第2は、仮進学した学生たちは、専門課程の勉学に専心できず、したがってそれが卒業期にまで影響し、最終学年になって一切の臨床科目を受験して卒業するという学生たちの数が増加しはじめた。このことは臨床担当の教員にとっては大きな負担であった。それは、試験結果をやむなくルーズにするという気風すら生み出しつつあったからである。卒業を間近にして、自分の科目だけで1年間卒業をおくらせるということに、同情的な感情が容易に入りこむからである。

こうして仮進制度の根本的な改善が毎年のように教授会の話題として取り上げられ、ついに岩瀬善彦学生部長の時代に全面的な仮進の廃止が決定された。その結果は別表にみるように、1967年(昭和42年)春には35名、翌年春には41名の留年者が進学課程で出ることになった。

進学進級状況

1. 進 学

年 度	学 生 数 (第2学年)	進 学 (完全進学)	仮進又は 不完全進学	留 年	備 考
38	97人	48人	30人	19人	
39	106	54	39	13	
40	95	73	14	8	
41	107	72		35	
42	132	91		41	
43	140	125		15	
44	115	113		3	
45	102	64	26	12	
46	112	80	29	3	

2. 進 級

年 度	学 生 数 (第4学年)	進 級	留 年	備 考
43	74	41	33	
44	120	106	14	
45	136	102	34	
46	149	129	20	

そして42年度の2回生は132名に達し、43年度の2回生は140名にもなった。学生たちの間では不満と同時にさまざまな噂が流れた。3回生の解剖学の実習室には120名しか収容できない。したがってどんなに勉強しても20名は進学できないらしいというのもまことしやかな噂の一つであった。多数の留年生を抱えた進学課程の教員からも不満の声が洩らされた。仮進制度の撤廃を論議したときすでにこのことは予測できていたはずであり、進学課程の高すぎる要求単位数の削減なしに不用意に行なった制度いじりは、実態を知らない専門課程教員の強制によったものではないかという声もささやかれた。晩秋が近づくと、2回生は春の進学のことを気がかりになりはじめた。

学生部長を中心に、再び一部の仮進制度を復活させるか、単位を減らすかという論議が夏のはじめから連続して行なわれた。しかし、それは容易にまとまる問題ではなかった。一度決定した規程を2年適用しただけで無原則にいじることはよくない。単位の削減は教育内容の低下につながる。現行の単位は多すぎない。教官の増員こそ先行させねばならぬことである。そういった議論が繰り返しつづけられた。そこには進学課程教員と専門課程教員との不信感、進学課程教員相互の対立感情などが介在し、それが根強い基盤ともなっていた。教授会決定をめぐって、進学と専門の教授会を分離しようとする運動は弓削学長時代から専門課程教授の中に底流をなしていたが、それが次第に活発となり、1966年(昭和41年)、中村文雄学長の第2期目に、極点に達して分解したことがあった。それ以来、進学と専門の間には深い溝が生じてしまっていたのである。

多数の非常勤講師をかかえている進学課程のカリキュラムは、容易に変更できない特殊事情をもっていた。岩瀬善彦学生部長はその改革を行なおうとし、頻繁に教育委員会を開催し断行しようとしたが、これも果たされなかった。

1968年9月から暮れにかけて、あわたたしくいろいろの事件がおきて来た。その第1はクラブボックスの問題であった。基礎2号館が建築されるとき、その地下に学生のためのボックスをつくるのが予定された。それは既設の全ボックスよりも広く、面積の上では問題はなかった。佐野豊学生部長と学生自治会との間でも一定の了解は得られていた。しかし、2号館の建設期間中につぎのような変化がおこった。1965年10月、32しかなかったクラブ数は38にふえた。しかも当時ボックスを使用していた部は23であったのに、すべての部が部室を要求しはじめた。当時60坪しかなかった専門課程の部室は112坪になるが、学生たちはそれでも足りないといいはじめた。そして2号館建築中に建てた二つのクラブ仮部室を撤去してはならないと主張した。2号館が建築されたときには、この仮部室を全面的にとりこわし、消防署からの許可を得て市から建築完了を認めてもらうことになっていたのに、学生の反対をうけて1年を経過しても2号館の最終的な認可をうけることができなかった。6月18日、

9月27日の学生自治会と学生部長の談合を経て11月9日ようやく仮部室の一つを補強し、一つを取り壊すことでこの件案は片がついた。しかし、この交渉の経過中に学生たちは本学の学生厚生施設があまりに貧弱に過ぎるので、学生の自主管理による学生会館を建築することを迫った。

第2は大学院入試についての問題であった。臨床系大学院の入試をボイコットして来た学生は、1969年(昭和44年)度に関しては基礎系大学院もボイコットの対象とし、その入試を断固阻止すると主張し出した。11月15日、このことに対し基礎教授団が反対の声明を出した。この声明をめぐって自治会は16日抗議文を出し、11月22日、6回生はクラス会で基礎大学院ボイコット入試阻止の決議を行なった。しかし、6回生の中に2名の受験希望者のあることが判明し、大学側は学則にのっとり12月16日ひそかにこの2名の入試を行なってしまった。この事実を知った6回生は同日兩名からクラス員としての権利を剥奪し、除名すると発表し、12月18日兩名に出席を求めてクラス会を行なうと公示した。

第3は小児科学教室医師のポリクリ実習拒否である。9月30日実習のために小児科に来た学生たちに対し、助手以上の教室員の全員が学会に出張し不在であり、自分は無給医であるから教育できないと、医師が実習を拒否するという事件がおきた。これに対し、学生は学会の矛盾、無給医制度の矛盾をつき、さらに教育に対する大学側の情熱の不足をすどくついた。

第4は仮進制度に対する分校学生の反撥である。11月にはいと分校では仮進についての討議が各クラスでもたれ、分校教員に対してこの制度の復活を呼びかける声が高まった。それは11月はじめ、ことのほか盛大な学園祭が行なわれたあとにひきつづいてのことであった。分校教員と学生部長および教育委員は、たびたび分校に集まり、一部の仮進の復活はやむを得ないのではないかという結論を得た。すなわち、従来は語学4単位、自然科学4単位、その他2単位、計10単位が未取得であっても仮進学できたが、この制度の完全廃止による障害を防ぐために語学2単位、自然科学2単位、計4単位、しかも40点以上の者に仮進を認めようというものである。そして同時にカリキュラム協議会をもうけて、教育内容についても検討することになった。このような経緯についての学生部長の考え方と方針は別掲の学生が配布したビラに明らかである。

こうして11月19日と26日には、分校学生と佐野学生部長および進学課程教官との話し合いももたれた。しかし、12月11日分校学生たちは新仮進制度に対する白紙撤回声明を出した。その論拠は3点に要約できる。すなわち、1.このような制度の手直しや決定が教授会の一方的な権力として行なわれており、仮進制度の廃止によっておこった混乱に対してもなんら責任がとられていない。2.旧来の仮進制度の全面的な復活でなければ応じられない。3.カリキ



ェラム協会をつくるなら、ここに教授会への拒否権を与えよ、という3項がそれぞれである。

協会は見せかけの民主主義であり、学生不参加であって、現体制下においては教授会が最高の決議機関であり、この会でどのような案ができて不満足であれば無視できるではないか。したがって、無力な学生たちは、教授会の一方的な決定に対して、それをいつでも拒否する権限をもたねばならぬ、というのが拒否の論理であった。

12月17日と19日佐野学生部長と教育委員は分校集会に出席し、仮進とカリキュラム協会について長い討議を行なった。しかし、拒否権をめぐるの論議にはどうしても解決をつけることができなかった。

第5は臨床研究棟の建築にからむ問題である。12月12日の教授会の報告事項の中で、三島事務局長から、100周年記念事業について、京都府知事からきわめて好意ある発言があり、土地購入費として6,000万円、これに関連する付帯的な費用として1,000万円、記念事業費として3,000万円が出される。したがって、6,000万円プラス $\alpha$ で近在に土地を求め、記念の会館を建築することができることが伝えられ、またかねて大学から要望していた臨床研究棟の建築設計費が12月補正予算で組まれることになり、約7億1千万円の事業になることが報告された。そして、建築委員会と臨床各科の教授とで至急設計方針を立て、昭和43年度内に設計費を使用し、次年度早々から建築にかかれるようにしてほしいと述べられた。そして12月19日と26日に臨時教授会が開催されることが決まった。

12月12日には恒例によって教授会の忘年会が開かれており、入試の出題委員たちは問題作成に多忙をきわめ、年の瀬を感じさせる時期であるのに、連日のように臨床棟の設計をめぐるの会議があちこちでもたれていた。予算の積算の規準に事務局が作成した案をめぐる、その根本的な改変を要求する声が四方から出た。従来の講座単位の設計をやめ、居住区と研究区を分けるべきだという声、共同利用の部屋をふやせという声、将来へ向かってもっとデラックスな設計にすべきであるという声、そして狭すぎるという声、大きな講座と小さな講座の悪平等を是正せよという声、最終的には研究棟に事務局などの管理部がはいることを拒否せよという声も出た。

設計の話題は臨床の若い医師層を興奮させた。突然に大学側から与えられた建築の具体化は、喜ばしいという気持を大学中にみなぎらせることにはならず、予算の立案を教授会で単独に行なうことへの批判、事務当局の秘密主義的な設計の押し付けに対する非難といった予期せぬ方向へと話題が移っていった。たとえ建築などできなくても、この際、大学の管理と運営の慣習を打破すべきであるという意見も昂まって来た。12月23日夕刻からひらかれた助教・講師会と教授会側委員との話し合いには、鋭い学生も同席し、建築案の白紙撤回という声さえ生まれた。しかし、大学の大部分は建築の推進であり、予算の枠内での設計変更と



いうことで落ち着きそうに思われた。

秋はまことに多事多難の日々であった。1969年(昭和44年)度の卒後の研修方針はまだ決定されていなかった。学長が提案した教員会議の開催は1回持たれただけで反対をうけてできなくなった。学生が規則に反する大きな立看板を立て、その撤去をめぐって小さないざこざもおこった。学内には日ましにビラの配布がふえていった。学会で他大学の教員と顔を合わせるたびに「あなたの大学はどうか」と相互に呼びかけることがならわしになりつつあった。騒然として、落ち着かない年末、吉村学長はふたたび静養をかねて入院した。

### 紛争の発端

1969年(昭和44年)を迎えた。正月早々台湾で飛行機事故がおこり、学友会の有力なメンバーの一人であった神田正典が遭難した。同氏は花園と西構の土地の管理権が府に移されたことに大きな不満をもち、本学出身の河田彰府会議員らとともに、大学の行政に対して強い批判を加えていた。1月12日、仏光寺において盛大な葬儀が行なわれた。

1月15日、職員と学生との囲碁大会が朝から行なわれ、午後からは学友会が都ホテルで開催された。年が明けて以来、臨床研究棟の話題は全学的にひろがり、助手層、無給医層、職員組合などにも大きな関心事となっていった。したがって、この日の学友会理事会においても、西構の土地は学友会の悲願の土地であり、将来府に返却するようなことがおこるなどということをもってのほかだと一部の理事から強い意見が出た。

1月18日、「臨床学舎建築を白紙撤回せよ。そのため大衆団交を1月20日午後4時30分から行なうので、学長、病院長、事務局長は必ず出席せよ」という文章が、自治会執行委員長松村憲太郎(4回生)から昼前、学生課長の手元に届けられた。しかし、当日は府職労医大支部と同時刻から団体交渉が予定されており、学長らの出席は不可能であるから、かわりに20日、10時から学生部長が自治会委員と話すむね伝えた。大衆団交という言葉が大学内で使用され、一方的に会議を設定し、管理者の出席が強要されたのは、これがはじめてのことであった。

1月20日、学生掲示板には「本日(20日)12時より学生部長室にて佐野学生部長と団交あり、全員結集せよ。府立医大自治会」と大書したビラが全面に貼られた。学生課長が指定した10時には学生は集まらず、学館斗争ニュース第1号なるビラが学内にくばられた。

このビラには建築の白紙撤回のための大衆団交を開くこと、それを阻止しようとしている学生部長とまず団交し、今後、大学側と学生との交渉においては、すべてその場で話し合われたことに対し教授会が責任を負うことを確約させることなどが要求されていた。



全共闘ヘルメット (1969)

12時になって、自治委員たち30名ほどが学生部長室に来て、佐野学生部長に対し、教授会が大衆団交に応ずることを要求した。そして教授たちはいままで一応話し合いの場を設定するが、それはすべて見せかけのポーズにすぎなかった。われわれはそのような欺瞞に怒りを感じている。今後は教授の都合に合わせて話し合いをするのではなく、必要な人間を喚問するのであると一部の自治委員が語気強く迫った。しかし、その論議は団交には応じないという学生部長の主張と平行線をたどり、約1時間半ののちに学生の主張を教授会に正しくつたえるということで会議は終わった。

しかし、その直後、学生たちは同席していた芦田浩次学生課長を取り囲み、課長のみを対象に、翌朝におよぶ吊し上げを行なった。それは単純な立看板の規制から端を発した。

大学の規程によると、構内立看板は一切禁止されているが、実際には酷にすぎるので、2×3m大のもの2枚までは部長の許可を得てゆるされることになっていた。しかし、大きさも、数も、次第にその枠をこえはじめ、部長の許可制はすでに守られなくなっていた。その上、看護学院生の増加にともない図書館三階講堂を学院に提供するようになってから、学院生もまた立看板の掲示を要求し、さらにこれらをルーズにすると職員組合も生活協同組合も立看板をつぎつぎ巨大化し、ところかまわず立てるという現象が起こりはじめていた。

このことに関連し、課長が看板作成中の学生に注意をうながしたことを学生たちが不満とし、またその注意の仕方が脅迫につながるとして謝罪をせまったのである。こうして確認書なるものがはじめて取られ、学生たちは勝利にわいた。しかし、学生たちは一通の確認書だけでは満足しなかった。つぎには学生部のスパイ行為であるとか、学生ストのことでいつもの報告をしたとかいったことでの責任を取らせようとした。撫然として沈黙する課長に対し、学生たちは夜を徹して語気荒く迫った。

学生部長のほか夕刻からクラス担任の能勢、菅沼、橋本、飯塚4教授が加わり、団交の

そばについて夜を明かした。青医連を加えた約20名の学生たちの抗議のいきおいは容易にはおとろえなかった。本館で成り行きを見守っていた増田病院長と三島事務局長と連絡を取り合い、管理職は21日午前5時すぎ、学長と京都在住の教授を緊急招集することになった。そして7時すぎ、20数名の教授たちは学生課におもむき、団交の停止を迫った。

9時前、学生たちは建築問題について、青医連を含めた団体と教授会は団交せよと一方的に宣言し、その場から散っていった。

この事件が本学における大衆団交の最初になった。1月23日、学生部長と飯塚教授とは、学生代表と会い、学生の要求する大衆団交についての意見をきくことになった。その席上、渡辺哲雄(6回生)と星野征光(6回生)は、大衆団交の形式と内容についてさらにその詳細を明らかにした。その内容と教授会の見解はつぎのパンフレット(別紙)に明瞭である。

1月24日、分校自治会は 1) 同数の学生と教授からなる最高決定権をもったカリキュラム協議会の設置、2) 新仮進制の白紙撤回、3) 花園分院跡地問題の教授会の責任追求の3点をかかげた議案書を配布した。それより前、1月21日突然に改選された新自治委員会が同

#### 大衆団交に対する教授会の見解

44.1.31

1月18日(土)、学生自治会は、学長、病院長および事務局長に対し、「通知」として1月20日(月)4時30分に建築問題について大衆団交を行なうから出席せよ、との申し入れを行なった。20日にはすでに職員労働組合大学支部との間に団体交渉が約束されており、時間的にも管理職が学生と会うことはむずかしいし、また教授と学生との間では団交という形式での会合は持ったことがないので、自治会の意見を学生部長から確かめてみてはどうか、ということになっていた。

1月20日(月)、学生自治会は、学館闘争ニュース No.1 を配布し、また、学生課前の学生掲示板に12時から学生部長と団交するので結集せよとのはり紙を行なった。形式のいかんを問わず、自治会の意向を聞くことを第一と考え、学生部長は自治会と正午過ぎから会合し、要求された大衆団交というものが、いかなる性格をもつものであるかをきいた。そのあと、引きつづいて自治会は学生課長に対する長時間の夜を徹する抗議を行ない、翌朝18人の教授の前で再び大衆団交について要求すると同時に詳細にその内容を明らかにした。

そこで、われわれは早急に臨時教授会をもち、後述のような大衆団交のような形式をふまず、全学生との間の対話をもち得ないかということで、学生部長とクラス担任とで23日(木)学生自治会執行部と話し合った(開催場所として記念講堂を設定する。議長団に教授を加える。議題を定めてひとつひとつ討議する等)が、学生は次のような内容の大衆団交以外には、教授との接触はあり得ないと述べ、われわれの意見は全く受け入れられなかった。そこで、いま自治会の方針を明らかにし、ついでそれらに対する教授会の見解をまとめたい。

学生自治会の大衆団交に対する考え方は、次のようなものである。

大学行政に関する一切の権限を持ち、権力の中核である教授会は、いままでに行なった学生に対する弾圧と運営上の誤りを、全学生の前で自己批判することが第一の条件である。この場合、教授会は謝罪する立場にあるのであるから、団交の設定と運営は一方的に学生側が行なうので、今後は「通知」という形で呼び出すのであって、いままで行なって来たような学生懇談会とか、学生集会への出席という形では一切話し合うつもりはない。大衆団交というものには第1回、第2回というような議題を区切って一つ一つ討議して行く方式ではなく、時間は無制限で結論が出るまで継続される。緊急な用務と肉体的疲労に対しては、最短の時間の休憩はあたえる。以上がこれからの団交の基本的姿勢であり、今回の要求としては

場 所：学生ホール

出席者：学生、青医連と全教授

議長団：学生と青医連から選び、教授側からは参加させない。

議 題：限定しない。すべての問題が関連性をもっており、一つだけを切りはなすことはできない。それらの一切が自己批判の根本になる。

医師団：青医連2名、教授側から推せん2名で組織する。

といったものであった。とくに教授会より学生側の多数の出席を希望したことに対して、学生自治会委員は学生全体から民主的に選出されており、改めて、クラス会や学生全体の意見をきく必要はなく、執行部の見解は、即、学生全体の意見であると答えている。

また、暴力ということについては、教授会が権力をもって学生の行動や主張をおさえること自体が暴力であるとし、「権力を持たない学生が、その本質である暴力をもって、さまざまな形で噴出せざるを得ないのは当然であり」そうした行為をひきおこさせる責任の一切は権力者である教授会に帰せられると述べている(学館闘争ニュース No. 1)。

以上のような学生自治会の大量団交に対する考え方を十分ふまえて、数次にわたって教授会を開催し、審議した結果、統一見解に達したので、ここにその内容を明らかにしたい。

大学の運営に関して、学校教育法第59条は、重要な事項はすべて教授会を設置し、ここで審議、決定することを規定している。したがって、法治国家において法の定めるところによって設置されたわれわれの大学が諸種の法令によって定められた枠内で、自治能力を発揮し、独自の教育、研究、診療の態勢を立てて行かねばならないことは明白である。ただ現在の大学運営に関して、巨大な機構のすみずみの意見が十分に教授会に反映されず、また教授会の諸問題への対応が、ときに緩慢で、流動する社会に十分に即応できていないという欠点は今後早急に改善して行かねばならないと考えている。したがって、学長はたびたび全学協議会を構成する各団との話し合いの中で各種の委員会や協議会への各団の参加の必要性をとき、また多くの団ではその方針をよしとして討議を急ぎ、われわれの要請に誠意をもってこたえようとしている。またさらにわれわれは、頻繁に教授会および委員会を開催して、学生の提示する諸問題に対して結論を得るために最大の努力を重ねている。

以上のような状況の中で、大量団交という一方的な裁くものと、裁かれるもの、という視点の中に教授会をおき、さらに教授会の解体を最終目標として掲げる自治会がなにをもとめ、その後にかなる建設を欲しているのであろうか、また諸大学で行なわれつつある団交が、どれほどの実りをあげているのであろうか。対話という平静で対等に話し合える機会をことさらに、自己批判を前提とする団交という形式をなぜ至上の方策としてかかげるのであるか。

われわれは、大学を教員と学生との間の相互の信頼と尊敬の上にたつ教育と研究の場と解しており、もしここに不信や軽蔑の念が入り込む余地があるとすればそれらは未然に平静な対話の場によって解決する方向に全力をあげねばならない。したがって、対話の場をさけ、一方的な謝罪を前提とし、さらにあらゆる論議の結論に対して学生側の書いた文書に確認の印を要求するような大量団交の場に、教授会の全員が出席するという必要性をみとめることはできない。

しかし、われわれが学生諸君に強く訴えたいことは決して教授会が、学生諸君との間の対話をさけようとしているのではなく、さらにもっと密接に諸君との意志の交流をはかりたいと切望しているということである。もし、良識ある諸君が、平静に考えてくれるならば、なにが教授会と諸君との対話をさまたげているかということに気付いてくれることと思う。われわれは形式にとらわれず、相互の良識によって定められた方法による集会であれば、進んで出席し、責任をもって語り、回答することを望んでおり、諸種の問題に対して全力を傾倒して結論を出すべく急いでいるのである。もし、大量団交以外の対話を拒絶されるならば、われわれは不幸にも諸君との間の接触の場を失ってしまう。それは、教授会のもっとも危惧するところであるから、その時には全教員と全学生との大学集会を開催し、その中で学内諸問題についての教授会の見解を総括的に発表したいと考える。

日分校でもたれ、松岡啓祐(4回生)が執行委員長として所信を表明「暴力は完全に肯定し、三派系学生の行動を肯定する。暴力とは投石とか角材の使用、封鎖を含む。最終的には大学を反体制側に立った反安保の砦とする。団交を要求し、教授会を当面追求していく。第4期工事臨床棟建設は白紙撤回させる。実力も辞さず、教授会の自己批判を迫り、その解体を迫る」というアピールを22日から行なうことを申し合わせている。

こうした中で、1月24日、蜷川知事は記者会見の席上、京大や立命館大学の学園紛争について言及し、学園内における暴力の横行に対し、大学が自治をたてにみだれるままに放置している姿は、本質を忘れた幻の自治にすぎず、警察力を使用してでも秩序を守らねばなら

#### 蜷川知事の大学紛争に関する談話に対する教授会の見解

44.1.31

1月24日、蜷川京都府知事が記者会見で、京大、立命館大学など、全国各地で起こっている一連の大学紛争について言及し、その内容は1月25日の各社の新聞に掲載された。この談話についての各紙のとりあげ方の間にはかなりの相違があり、読者に与えた反響もまた自づと差異が生じたことは当然である。したがって、ここにまとめられた教授会の見解は知事の記者会見のあと、学長、病院長、事務局長が知事と会い、その真意を十分に話しあったのちに発表されるものであることをまず第一に明らかにしておかねばならない。また同時に知事の見解は、種々の異なる原因によって引き起こされている大学紛争に対するあくまで一般的な批判であり、われわれの大学の現状に対する見解ではないことを明確にしておきたい。

大学の自治とは、教職員および学生の両者が相互の尊敬と信頼の上に立って、自主的に学問と研究に精進することによって確立されるものであり、政治や学外の影響が大学の意志に反して介入して来ることには断固たる反対の姿勢をとらねばならない。

知事は京都府の施政をになう責任者であり、京都府立医科大学の設置者でもある。それ故に地方自治法第2条第3項第1号すなわち「地方公共の秩序を維持し、住民および滞在者の安全、健康および福祉を保持すること」という立場に立って、府民の財産である大学と、ここに勤務する全職員、ここに学ぶ全学生ならびにここで診察治療を受けている全患者を守ろうという決意を語っている。そして、もし府立の大学で一部の大学にみられるような暴力行為が発生したらという仮定に立って、大学の施設が破壊され、府民に災害がおよぶ場合には警察力の導入も含めて思想表現の自由とは別個の立場で秩序を守る必要があると述べている。

これらの表現の中で、多くの新聞には知事のもつ見解の重要な点が洩れていると思われるので、教授会としては明確にしておく必要性を感じる。それは誰が大学の施設の破壊への危機を判断し、誰が大学内における府民の安全への危機を判断し、誰が緊急事態の解決のために警察力の導入を要請するかという点である。知事はもちろん、これを教授会が判断し要請するものであるという考えを堅持しており、『教授会の了承をいただけるならば、病院や大学が緊急事態におちいる場合、断固とした措置をとる決意である』と述べている。

府民から財産の管理を委任されている知事が、病院や施設の管理を知事から委任されている大学の要請に答え、大学の危機に対して適切な判断のもとに暴力の前になんら守る手段をもたない大学を守ることはまったく正しいことである。また、われわれとしても管理を委任された大学を暴力によって損壊させるようなことがあっては責任を全うすることはできない。

しかし、最後に教授会としては、もっとも根本的に重要なことをつけ加えておかねばならない。それは以上のような不幸な事態を伝統あるわれわれの大学内に発生させないという決意であり、そのために最大の努力を傾倒させるという大学全体の姿勢と熱意である。

以上、知事声明に対する教授会の見解を明らかにするとともに、われわれは、全大学人は一致団結して、学問研究の自由はもちろん、教育と診療の場を守ることを要請する。





府職労組建物(現看護学院東北端にある)

い。そして府立の大学にあっては、府民の財産を破壊しようとする学生の行為はゆるさず、またガラス一枚わらすべきではないとの見解を表明した。この強い発言に対し、学生たちは反撥し、大学の知事発言に対する姿勢を問うと迫った。教授会はこれに対しても1月31日付をもって別紙のような見解を表明した。

1月27日、再び大きな事件がおこった。それは京都府職員労働組合(府職労と略す)が配布したビラに、府立医大の自治会はトロッキストの集団であると書かれてあるが、それは自治会員を侮辱したものであり、ただちにその撤回と謝罪を行なうべきであると、府職労医大支部および本部の役員と書記局員10数名を監禁して吊しあげた事件である。女子を含

むこれらの職員は、午後1時半ごろから翌日の午後2時半近くまで、書記局の小さな建物の中にとじこめられ約30人の過激な学生によって強硬な抗議をうけた。

大学の管理者たちは、この日も徹夜で解決にあたらねばならなかった。しかもこの事件は学生と巨大な組織をもつ府職労との間におこったものであり、大学当局は両者から解決への方策を迫られて苦境に陥った。学外からの府職労青年行動隊の進入があったり、見物と応援にあらわれた一般職員や学生で、本館北東の一隅にある狭い建物のまわりは一時喧騒をきわめた。28日早朝4時30分には再び全教授への招集がかけられた。

1月31日、大衆団交と蜷川知事談話についての見解が、翌2月1日には進学課程カリキュラムに対する見解が教授会から文書で配布された。しかし2月3日、前記1月24日の分校自治会議案書中の3項目を要求して、分校(1,2回生)のみがまず無期限ストライキにはいった。

1月にはいってから、臨床学舎建築に関しては、この建物に関与する諸団体を中心に設計その他が進められることになり、教授会の建築委員会の機能は停止させられた。そして建築委員会準備会という組織がつけられた。この委員会には助教授・講師団、助手・副手団、労組が参加したが、学生団は加わらなかった。学生側は白紙撤回を求めており、体制内の組織に加わらないと主張し、一方において学生をボイコットしているとも宣伝した。

知事査定の日を目前にひかえて、設計の基本方針を確立することが急がれた。しかし、会議の頻度は加わっても、その結論は容易には出そうになかった。設計方針決定のタイムリミ

ットは1月15日から20日に、そして31日にと延ばされていった。長期計画の最後の建築の許可を得た喜びが大学内に湧きおこってもよいはずであったのに、手続きの経過にまたしても話は還元された。

2月4日夕刻、赤いヘルメットを着用した10名ほどの学生が構内をデモ行進した。それは異様な光景であった。教授会は1月21日、23日、27日、30日、2月3日、6日と3～4日ごとに開催され、教育委員会、入試委員会、建築委員会準備会などが連日のように開かれていた。2月5日には44青医連の名で、無期限卒業試験ボイコット権確立宣言が行なわれた。同日、教員会議を結成しようとして行なわれた準備会は、助講会の反対をうけて中止のやむなきに至った。

2月6日、暫定建築委員会が発足した。すなわち、1) この会は臨床研究棟建築案についてのみ審議する機関で、最終決定は教授会が行なう、2) この委員会で計画がまとまらないとき、第4期工事は教授会の責任において進行させる、3) 現計画は教授会がその計画の停止に同意したときのみ中断される、というすでに準備会での確認事項を了承することで発足した。会の構成は全管理職と各5名よりなる教授団、助講団、助副団および労組からなっていた。この会は連日開催され、2月9日日曜日、第4回の会合が行なわれて一応の結論が出た。会議は午後3時から深夜の12時15分までかかった。教授会原案の大枠を認めた上で細部の変更を認めて採択する(賛成14, 反対4)というのがその結論であった。

こうした動きの中で、2月8日午後全学学生大会が総合講堂で開催された。参加学生は472名で、賛成325, 反対111, 白票32, 保留4の票数で、いわゆる6項目要求が可決された。その内容は次の通りである。

#### 学生大会決議事項

本日の学生大会は次の事項を決議

我々は、次の諸項目の要求を断固貫徹すべく本日スト権を確立し、2月10日(月)より、全学が無期限スト体制に突入する。

- (1) 大衆団交を全教授と学生、青医連医師、副手の出席のもとに別に定める条件で実現させる。
- (2) 全教授の自己批判要求
- (3) 臨床学舎建築案白紙撤回
- (4) 青医連公認
- (5) 新仮進制白紙撤回
- (6) 青医連・学生自治会の拒否権要求

本学生大会は同時に次の事項を追加項目として要求

- ① 青医連諸要求
  - (A) 青医連ルーム



- (B) 当直料値上げ
- (C) 自主カリキュラム
- ② 学長・病院長・学生部長の引責辞職
- ③ 事務局長辞任
- ④ 基礎系大学院入試無効宣言要求
- ⑤ 報告医指定病院返上要求
- ⑥ 教養カリキュラム協議会設置と拒否権
- ⑦ 府知事発言拒否と機動隊導入無条件否定

本学生大会は同時に次の点を確認する。

- (A) 処分者は出さない。もし出したときはあらゆる手段をもって撤回させる。
- (B) その他留年者の放校など、闘争によって起こった学生の不利益はこれを一切許さない。
- (C) 我々の中からはただ一人のスト破りも出さない。

## 機動隊の導入まで

### a. 大衆団交

2月10日は朝から学内は騒然としていた。

図書館前にはふすま四枚大の大きな立看板が立てられ、前項末尾にも記した6項目要求が掲げられた。昼前になると分校学生たちが多数正面広場に集まり、メガフォンを持った数人の学生たちのまわりに集団をつくって坐り込んでいた。

全学ストに突入したとはいえ卒業を目前にした6回生の一部にはこの決定に従いがたい学生もいた。3月卒業を予定して地方の病院への就職を約束している者、結婚して長期外国へ行く予定の女子学生などは、卒業試験の中断に反対していた。大学側も1名でも受験者が来れば試験ができるような体制を整えておかねばならなかった。この日はちょうど精神医学の口答試験が予定されていたが、その外来診察場にはスト破りを監視する学生たちが朝早くから待機していた。学生部に数回受験希望学生から抗議のしらせがもたらされた。教授が試験場に来ていないという電話であった。結局、飯塚教授は教授室に押しかけた10数名の6回生と押し問答しているうちに正午近くまでかかり、スト初日から卒業試験は実施不能に陥ってしまった。

1時すぎ、数名の学生が本館2階の事務局長室に侵入、この部屋を通り抜けてバルコニーに出た。そしてそこから正面広場に向けてのマイクの設営を行ないはじめた。学長と学生部長はそれを阻止すべく出向いたが、赤色ヘルメット着用の学生たちは退去せず、広場に群がる学生たちと呼応して逆に学長たちに大衆団交を強要しかけた。結局、バルコニーは占拠

されたまま放置し、1時半からの臨時教授会のために学長たちは3階会議室に上がった。

当日の教授会のおもなる議題は、前日行なわれた暫定建築委員会の結論をもとにいかに対処するかということ、長期のストライキに突入したときの試験対策、分校カリキュラムの改善と協議会設置、教員会議の件などであった。会議は騒然とした学生たちのマイクの声にしばしば中断された。午後3時すぎから大衆団交開催の要求に対して教授会が明瞭な結論を出すことを迫り、校内デモに移った約200名の学生が3階会議室に向かって本館内に進入、3時30分扉を開けて一拥に乱入した。

学長はただちに学生に退去を求め、また教授会の閉会をつげた。学生たちはみごとな速度で会場の一部を模様替えし、マイクと録音テープを設置し、それを本館外のスピーカーに接続した。そして事務局長をのぞく事務職員全員を退室させた。教授たちの退席は阻止され、もとの会議中の席に坐らせられた。管理職の座席の背後におかれた机に、渡辺哲雄、星野征光、豊岡建治、伊藤一忠(以上6回生)、安富洋太郎(5回生)、松岡敬祐、松村憲太郎、吉村元昭、岩元則幸(以上4回生)ら当時の学生幹部が着席した。学生側から豊岡建治が本日の議長になること、これから教授会と大衆団交を行なうことが一方的に宣言された。この団交は夜を徹し、翌朝8時15分までつづけられ、各教授に自己批判がせまられた。

学生が取り上げた内容は種々雑多であったが、とくに学長、病院長、事務局長に対しては土地と建築問題に関して、学生部長に対しては1月20日と27日の事件に関連した問題、学期末試験、進学カリキュラム、大学院制度に関する問題などがねばり強く取り上げられた。そのほか、各教授個人についてはそれぞれの教授に関する固有の事項が問題にされた。

この団交の内容はすでに設営されていたマイクを通じて大学本館前広場にスピーカーで流されていた。吉村学長は疲労のため午前1時学長室での仮眠を命ぜられ翌朝5時まで退室した。この日の団交の模様について吉村学長は13日「2.10事件白書」なるものを公表したが、その中で「それぞれの教授に関連したあらゆる問題を自己批判させた上、一つ一つ問題を確認の形で各教授に認めさせた。まことにすさまじいものであって、これに反対した場合には怒号をもってこれを威圧するという独特の戦術は、とうていわれわれ教授の耐えがたいものであった」と表現し、また「大声で怒号し、マイクをつきつけて聴覚を刺激して返答せざるを得ざる状態に追い込んだ」とも書きしるしている。

建築問題について学長不在のため増田病院長がはげしく自己批判を迫られ、さらに白紙撤回を強要されたが最後までゆずらず、ついに午前5時学長を招喚することになった。しかし大学側は屈せず、双方ともに疲労し、8時になって団交継続を12日9時に約し一時休憩にはいることになった。

2月10日の教授会には吉村学長、増田病院長、佐野学生部長、三宅図書館長、能勢研究科

主任のほか、丸本、小片、小沢、吉田、小田、中村(文雄)、長花、菅沼、岩瀬、山田、中村(恒男)、藤田、徳田、永田、橋本、外松、間島、谷、飯塚、宮崎、原、服部、桑垣、藤喜、三谷、小野の26教授、鱈田助教授、三島事務局長が出席していたので、このメンバーが全員団交をうけたことになる。

夜を徹した強制団交の結果、臨床研究棟建築問題をそのまま押し進めることはもはや不可能ではないかという不安が大学管理者の中にもひろがった。団交直後開催された管理職会議でも、その認識に立って、各団の意向をきくことになった。しかし、助教授・講師団、助手副手団、職員組合のいずれも、白紙撤回することには反対であるとの回答を得た。したがって、管理職は緊急に臨床部長会、教授団委員と事務部長を招集し、建築問題に対する結論を得るため11日夜8時から討議することにした。この夜の会議では出席教授20名中、18名が白紙撤回を不可とした。そのため学長は万難を排して建築に努力するが、44年度当初予算には建設予算を計上しないという線で知事査定にのぞむことになった。

この決定と同時に翌朝に迫った団交のことが討議された。本館三階会議室で行なわれた強制団交の場には、実に200名の学生がなだれ込んだ。教授たちは群衆に取りまかれた形であった。疲労した学生は教授たちの椅子の間にまで足をのぼして寝た。管理者のすぐうしろにスピーカーが具えられ、学生の怒号は容赦なく聴覚を刺激した。教授団にとってそれは耐えがたい苦痛であった。建築問題は全学的な問題であり、学生団だけの一方的な要求に対して妥協すべきものでもない。教授会の意向は正しく全学にしらされなければならない。もっと広いホールで、時間をついやしてでも、熱狂的学生的のみならず、すべての学生に、冷静に語りかけねばならない。できることなら、教授と学生との対話の内容の一切は全学の構成員にきいてもらいたい。さらに、この対話の場に他の構成団体も参加してほしい。そういった気持が教授団の心の中にあった。また強制的におこなわれた団交においては自由も拘束された。したがって12日9時からおこなわれる団交の場には記念講堂を使用すべきで、それについて事前に学生部長が学生と交渉してもらいたいとの意見が出た。こうして11日は暮れた。

#### b. 記念講堂事件

2月12日、学生部長は会場変更について学生と交渉にはいったが、学生は変更がえんじなかった。また教授たちは記念講堂に集まり、本館三階会議室に行くことを拒否した。学生たちはこれを教授会の約束不履行とし、教授たちが会議室にただちに集まることを要求した。両者是对峙し、主張をゆずらず、やがて団交開催をあせる学生たちは、三階会議室へ教授を追い込む手段として、そこへ通ずる扉以外のすべての出口をふさぎ、見張りし、他への退出をゆるさず、さまざまの間接的手段をつかって教授に団交をせまった。こうした学生の力に屈し、16日夜の団交再会まで、5日間大部分の教授が記念講堂に起居する状態がつづいた。

学生側はこれを教授の一方的なるう城とみなし、教授側はこれを監禁とみなして、裁判に持ち込むことになった。

2月12日は午後2時ごろまで学生部長、宮崎教授、飯塚教授らが教授会側の代表となり数回にわたって学生側と接触、会場変更をうながした。学生側は絶対に記念講堂から出ようとしない教授側の態度にいら立ちはじめ、状況は険悪となった。最初教授たちは、記念講堂にあって学生が来るのを待つ、どこにも逃亡しないという姿勢をとり、不用の通路の施錠も進んで教授側から行なったが、経過を経るにつれて状況がかわり、自らとぞした扉は逆に退出をはばむ学生の砦となっていった。

教授に対する食事の差し入れは庶務課員によって行なわれたが、学生はときにその搬入をこぼみ、また自己批判を強要しつつこれを渡した。ヘルメット着用の学生群は繰り返し講堂内部をデモし、教授たちの会場に対する約束違反を難詰した。暖房を停止させたり、個別的に教授を取り囲み、自己批判を迫ったりもした。はじめのうちは、比較的自由に所用のある教授、とくに臨床系教授の出入りがみとめられていたが、日とともに監視の学生が退出教授につくようになり、やがて完全に拘束されることになった。ただ拘束の状態は個々の教授によって差があり、一部の教授は最後まで比較的自由に出入りがゆるされたが、管理職にある教授の退出は最初からつよく拘束された。

2月13日夜、学生の見張りが手薄な間隙をぬって、半数を越える教授が講堂から退出する事件がおきた。学生が囲みを解いたという誤報にもとづくものであった。しかし、やがてそれらの教授は全員呼びかえされた。この事件のあと間もなく小沢教授と山田教授がたおれ、教授室にて静養することがゆるされた。診断は助講会派遣の医師と青医連との合議にもとづいて行なわれた。

2月14日朝、記念講堂ロビーで自己批判をせまられていた永田教授が心疾患を訴え、入院した。昼の間は、13日も14日も教授たちは集まって、学生の要求事項に対する回答について協議した。14日午後になって鯖田助教授は高血圧と不眠のため帰宅をゆるされた。また金田、吉田秀雄両教授は疲労のため教授室での休養がみとめられた。夜になると女子学生を含む12名の学生が三階会議室での大衆団交を求めて、記念講堂の舞台の上でハンガーストライキを決行した。

また午後6時すぎ本館2階の学長公室に学生が侵入、これを占拠した。すでに学内に結成された全学共闘会議(全共闘と略す)は2.12ニュース第1号を発行したが、この情宣局なる組織から出たビラは機関ニュースとして紛争が終焉する10月下旬まで120数号が配布された。

2月15日、教授団は、前夜から外部で印刷されつつあった学生への回答数百部を早朝から記念会館周囲にたむろしている学生たちに手渡し、退去命令を出したのちに脱出をはかるこ

とになった。

この回答文は「学生自治会の諸君へ」あてたもので、1) 教授会が記念講堂でまった理由、2) 教育問題、3) 施設問題、4) その他からなり、15日朝9時に記念講堂内に学生が集合し、対話を行なうよう呼びかけたものである。それは7枚の半紙にガリ版で刷られたもので、もし、学生が集まらないときは正午までに軟禁状態を解けと要請している。

すでに13日ごろから中村文雄、丸本晋、徳田源市教授らが中心となって、放射線科の一室に外部のセンターをつくり、講堂内に軟禁されている学長以下の教授集団と、レポによって連絡し合っていた。

15日早朝、学長から学生自治会長にあてた通告が松岡委員長に出された。内容は「2月15日0時5分、口頭をもって学長室退去を命じさしたにもかかわらず、今尚退去しないことは不当である。再度重ねて厳重に警告する」となっている。10時50分になり学長は退去命令を出すことを決意し、学生部長、橋本および藤田教授がハンドマイクを用いて講堂周辺の学生に対し、「ただ今、学長から学生に対して退去命令が出されました。本館を占拠している学生ならびに記念講堂周辺にいる全学生は、ただちに付近から退去せよ」と伝えた。そして12時を期して教授全員が講堂からの脱出をこころみた。しかし、それは多数の入口に結集していた学生群にはばまれて成功せず、午後1時半と3時20分にも脱出をこころみたが阻止されて不成功に終わった。

第一回の脱出行動が不成功に終わったあと、学長は外部のセンターにいる中村文雄教授にあて「記念講堂にいる教授団26名は、現在すでに監禁状態にあります。しかし5時までは何回も脱出をはかります。学生側も脱出をはかっているとスピーカーで流し、監禁の事実を認め、退去命令書を学生の面前で破り捨て、学長が無能なるが故に学長室を占拠したと豪語しております。しかし、われわれは5時までは何回も脱出をはかります。しかし5時以後のことは貴ご判断により機動隊を入れてわれわれを監禁せる学生を排除して下さい」と書き送っている。このようにして講堂内にいる教授の間には警察力を導入してでも、脱出したいとい

う空気がたかまった。

3度の脱出が不成功に終わったのち、学長も教授も疲労し、外部の許可を得て、午後5時半に機動隊の導入をはかることを考えた。そこで機動隊導入直前に増田病院長が放送する予定の草案を作成し、中村教授の判断を求めた。それは次のような文である。

「午前10時50分、学生諸君に対し退去命令

昭和44年2月15日  
京都府立医科大学  
学生自治会長殿

京都府立医科大学  
学長 吉村寿人

通 告

記念会館において教授の自由を束縛し、退去命令にも従わないことは言語道断である。

再度厳重に警告する。

退去せよ。

を出してから、数度に亘って教授団は記念講堂から退出しようと試みだが、力によって阻止された。教授団のスムーズな退出は今後也不可能と思われる。いまや諸君が教授団の退出を絶対にはばむ意志であることが明瞭となった。したがってわれわれは5時半を期して、はなはだ不本意ながら学園の秩序維持のために断固たる処置に踏み切らざるを得ない。どうかいたずらな抵抗によって諸君の中に不幸な学友が出ないように、冷静に本館ならびに記念講堂周辺から退去してほしい。学長はこのような事態を望むものではない。諸君の良識に強く訴える。これ以上無益な占拠と阻止を行わず、ただちに退去せよ。われわれ全員は、学生がなにを考え、本学のためになにを望んでいるかという意図について十分に知り尽くすことができたとする。学長はしばらく相互に熱した頭を冷やし、ただちに新しい対話の場を求めて努力することをここに誓う。諸君が今朝配布した教授会からのパンフレットをよく読み、次の機会にそれらについてみのある対話を行なってくれるようにここに要望する。不幸な事態から学園を守るために、全学の諸君と一致協力して事態の收拾にあたろうではないか。本学の自治を守り、本学の歴史に汚点をつけないように協力して下さい。 学長 吉村寿人

この紙面の裏に「Yes」と書かれて中村教授からの回答が返された。学長は自ら午後5時、マイクをとって講堂周辺にいる学生に対してこの全文を学生にむかって読みあげた。しかし、講堂内にいる教授の考え方に相違し、外部の状況は著しく教授会に対してきびしかった。同日42・43青医連は教授会は大衆団交に応ずるべきであるとしてストに突入、多くの無給医もこれに同調するきざしを示していた。助講会は大衆団交という交渉形式については反対の立場を貫いていたが、教授会に対して「教室の管理運営について今日までの独善と欠陥とを認め、これを反省し、積極的に改善するため、改革の方針を全学の前に示せ」と要求していた。こうして計画は坐折し、機動隊の導入は行なわれなかった。

2月15日夜から16日にかけて職員組合と助手副手会、助講会と各団といった形でつぎつぎに交渉が持たれていった。すべての団が警察力の介入には反対であった。中村、丸本、金田、徳田の4教授たちは、教授会に対する学内の支持の薄さを感じ、機動隊導入によって一層学生側の立場が有利に展開することをおそれ、決断をおくらせていた。

100時間を越す教授大半の講堂における拘束は、ようやく学内外に大きな波紋となってひろがり、15日夜からは報道関係者が学内に泊り込み、取材にあたりはじめた。16日午後1時、こうした一連の状況をつたえるレポ用紙がセンターからとどけられた。徳田教授の筆跡で、「教授会は決して、くじけることなく初志貫徹されるようお願いしたい」としたためられていた。しかし、このレポにひきつづいて、副手団とのあっせんが失敗に終わったという知らせもとどいた。講堂内でひらかれた教授会では、ノンボリの離反に期待してこのまま待つという考えも、なんらか全共闘と交渉し、団交的な形式をもうけて譲歩するという考えも否定



され、機動隊導入もやむをえないという意見が大勢を占めた。

16日、午後3時半、講堂内でハンスト決行中の学生の血圧動揺がはげしくなり、それを見守る学生たちが険悪になりはじめた。学長はハンスト学生の中から人命にかかわるような事態がおこればとりかえしがつかないと判断し、その観点に立っても早急に機動隊を呼ぶよう中村教授に「最後の指令と伝言」をしたためた。「教授団各人自身の神経もたかぶり、声高に怒号が方々であがり、全く地獄の様相を呈し、どんなハブニングがおこるか予測できません」ともその中に書きしるした。

16日、午後5時、助講会を中心とする約150名の教職員が記念講堂前に集まり、60～70名の講堂入口付近で教授団の脱出を阻止している学生群と対峙して教授たちを監禁状態から解放せよとせまった。両中に展開された学生とのマイクによる論争は約1時間つづけられた。学長は講堂内でこの論戦に勇気づけられてきき終わったあとたおれた。

7時、40～50名の無給医たちが講堂内にはいり、「教授団はただちに三階会議室に行き、大衆団交をうけよ」と迫った。午後9時助講団代表5名が講堂内にはいり「教授団はただちに三階に上がって下さい。もし先生方が三階に上がらないときは全員辞職します」と述べた。

助講団の要請によって、教授たちは5日間に及んだ講堂での長いろう城を解くことを決心せざるを得なくなった。夜10時、多数の学生の人垣の中を、24名の教授たちは三階会議室へと上がった。学生約70名、助講約40名、助手副手・青医連約30名が会議室にはいり、満員になった。

#### 中村文雄先生への最後の指令と伝言

2月16日午後4時 学長

- 1) ハンスト学生11名中血圧動揺激しく、不測の事態がおこり得るものが出ました。もしこれが倒れるようなことになれば、われわれことに医科大学教授団の責任になります。すぐ側にてメシを食っているのですから、各団の意向がどうのこうのと言う事と問題の重大さがちがいます。
- 2) 現在教授団の中にも、丸本、飯塚、小野、鯖田、吉田、小沢、山田、永田の8名が入院又は記念ホール外で治療中です。今後さらに何人倒れる人が出るかわかりません。
- 3) 教授団各人自身の神経もたかぶり、声高に怒号が方々であがり、全く地獄の様相を呈し、どんなハブニングがおこるか予測できません。この事態をそのまま放置できません。
- 4) 教授21名(現在は)の意見は圧倒的に機動隊導入により解決をはかるほかないとのことに決定しました。理由は人命にかかわる事態が発生したからです。すでにわれわれの説得力ではどうにもなりません。したがって、もし、たとえあとに問題が残ろうとも私が全責任をとります。明朝未明を期して機動隊を導入して周囲をとりかこむ学生を排除して下さい。まだ他の人々が来ない間にやること。ただし事前に知事に直接話してからにして下さい。
- 5) もし、この機を逸して導入なきときは、責任は先生がおとり下さい。もうこれ以上言うことはありません。
- 6) 機動隊導入の理由は、右に書きました様に生命の危険があること。学生が本館3階及び学長室を占拠しており、記念ホール内の教授が、すでに100時間以上も軟禁状態にある事、以上で充分と思います。



会場変更を一面的に行なった約束不履行の行為が難詰された。今後このような背信行為はしないと確認せよと星野征光(6回生)がせまった。拒否し、あるいは沈黙する管理職に対して、学生たちは語気するどく辞職をせまった。そして11時40分ごろ病状悪化のため学長は入院を余儀なくされた。団交再開ということで教授室で静養中の飯塚教授が参加していたが、同時に同教授もたおれた。学長を欠いた教授団は22名になった。

学生たちは、学長にかわる責任者を至急選べと要求し、11時50分から20分、教授団だけで会議することが認められた。学長の一時的不在に対する規程は学則にはない。学長入院のため増田正典病院長が学長の職務を代行し、各部長の業務を総括する人として選ぶ以外にはなかった。

17日、0時10分、団交は再開された。教授団は、なお団交をみとめていなかった。職務代行総括という増田病院長の権限をめぐってはげしいやりとりがつづいた。小野・谷両教授がたおれた。吉村学長からの要望もあって、午前5時36分、19名の教授は2月12日9時に会場を記念講堂に変更したことに対する学生側提出の自己批判書にサインした。藤田教授のみサインを拒否した。はげしいやりとりと退室を強行する教授団との接触、そしてたおれる教授の続出になって教授数は過半数を割り、午前7時20分病院長がたおれ、団交の継続は不能に陥った。

こうして、10日の教授会への乱入による強制団交、12日からの記念講堂における拘束とそれにひきつづいておこなわれた団交は、17名に及ぶ教授団の事故者を生んで終焉した。

### c. 建造物封鎖

2月14日全共斗学生は学長公室に侵入し、占拠したが、15日学長から退去通告書が交付され、一時的に占拠を解いていたが、18日には学長公室と同時に本館2階と3階も占拠された。19日、それらに対し退去命令が出された。

2月20日、立命館大学に機動隊が導入され、同大学と京都大学の新左翼学生約400人がデモ行進して本学内になだれ込み、それ以来、図書館地下の学生ホールは他大学学生と共通のホールと化した。大学からの退去命令はなんの効果もなかった。学生約60~70名は25日、京都府庁にデモをかけ、庁舎内に進入した。

26日、執務中の病院長が本館前広場に連行され、単独に団交を強要されるという事件がおきた。そしてその直後学生集会がもたれ、建造物の封鎖が承認された。40数名にのぼるヘルメット、覆面姿の武装学生が庶務課と経理課に乱入し、職員の制止をきかず、一部公文書の持ち出しも阻止して退去を命じ、バリケード封鎖を行なって一般の大学関係者の出入を不能にしまった。そしてその夜、封鎖を拡大し、記念講堂も学生の管理下におちた。

学生たちはさらに3月2・3日に予定された大学入試もまた粉碎するとし、入試実施中の

近畿予備校前へ2日午前中に70~80名の全共斗学生がデモ行進した。機動隊の強い規制に合わせて、入試は支障なく行なわれたが、烏丸今出川にある予備校の電車道側の窓には投石に具えた幕がおろされ、すべてのシャッターもしめられて、受験生の出入は試験終了時刻まで完全に禁止された。教授ならびに各教室から派遣された教員と事務職員が屋内外に配置され、大学の要請によって機動隊員数十名が路上を守るという警戒ぶりであった。入試事務と採点は京都府医師会館を借りて行なわれた。

入試で手薄な大学講内では、病院玄関をふさぐほどの巨大な看板が無許可で立てられ、病院長が再び連行されて団交を強制されるというような事件がおきた。2日夜中には多数の教授室の入口扉の鍵穴に接着剤がつめられるというようないたずらも行なわれた。3月4日には大学院を含む無給医がストにはいり、病院長と橋本第2外科教授の教授室が封鎖された。橋本教授は単独に団交をうけ、7日には封鎖が解除されたが、この頃から学内のいたるところに落書き、ピラの貼布、立看板の配置が行なわれ、大学構内は無秩序状態になった。

学生の間にはひそかに軍隊に準じた編成が行なわれ、7名構成からなる17中隊ができ、理論武装のための教育が徹底して来た。大学正門には全共斗による守衛所ができ、正門と封鎖された本館入口に常時3名と4名の学生が歩哨に立つようになった。

3月10日、夕刻教授会が烏津製作所の会議室を借りて開催された。この日、50~60名の全共斗学生は2号館一階の学生部事務室も封鎖してしまった。これら一連の状況をふまえて教授会は事態解決の方針を打ち立てねばならなくなっていた。それまで医師会館(2月24日)、平安寮(2月27日)、国際ホテル(3月1日、4日、5日)、農林年金会館(3月8日、9日)と学外で行なわれた教授会の結果を基礎に、学長は大学への機動隊の導入、封鎖の解除、9月までの大学の閉鎖、大学改革案の作成などの一連の方針を立案して提出した。

学長は1月以来の全共斗系学生首脳部とは裁判を通じて対決する姿勢を明らかにし、警察力の導入と大学自治との関係についても教授会での論議を求めた。学内輿論、設置者知事と京都府関係者の意向、大学紛争に対する国内一般の輿論、京都府警の見解、同窓会・父兄会関係者の意見、入院・外来患者への影響その他についてもいろいろな角度から検討し、教授会は学長の提案を全面的に認めることになった。

3月14日、学生と青医連70~80名は京都府庁にデモをかけた。17日には分校事務室が封鎖された。大衆団交に一切応じようとせず、全共斗との対話を拒否した教授会に対し、3月19日、全共斗は22日までに団交を承諾しないときは、全教授室を封鎖し、教授の学内立ち入りを認めないと通達して来た。

このような状況下において、一方では学長をはじめとする管理者は11日以降警察関係者と接触し、きびしく告訴、告発して行く姿勢を貫き、機動隊の導入へ向けての努力をつづけた。



機動隊導入の際の吉村学長と三島事務局長

#### d. 機動隊導入

3月21日(春分の日)16時から機動隊(400名)による学内強制捜査が行なわれた。御所清和院御門内に集結した機動隊が主力となり大学正門から学内に進入、他の一隊は大学南門から、もう一隊は加茂川側から進入し、大学本館、記念講堂、学生課の封鎖解除、図書館と2号館地下の学生ホールとクラブボックスの捜査が行なわれた。また警察側は14名の学生および青医連に対し逮捕令状を提示、7名の学生が同日連行された。

バリケード封鎖された室内の荒廃は著しく、学長室は全共闘幹部学生の寝泊りと宣伝活動のためのビラ作成に利用されその他の部屋はいずれもビラと落書きとで見ればかげもなく乱雑に荒れはてていた。

警察の検証は夜8時ごろまでつづき、大衆団交時の録音テープをはじめ多数の物件が押収された。大学側は立入り禁止区域を設定、翌朝から再び検証を続行することになった。

本館内で60~70人の学生や青医連が討議中に機動隊の導入が予期せず行なわれたため、これらの学生の受けた精神的打撃は強烈であった。機動隊の捜索中も、若い医師、患者、看護婦などとともに成り行きを見守り、大学当局に対し罵声をあびせ、学内は異常な歴史の日に湧き立った。そして機動隊が去って間もなく、再び学生たちは本館を再封鎖し、夜中に正門などを強固なバリケードでかためた。

3月22日早朝6時半、機動隊はバリケードを実力排除し、再び学内の強制捜査を行なった。機動隊導入に対して抗議する学生たちは学長の再三の退去命令にも従わず、本館前広場に坐り込んで抵抗を示した。そして40名の学生(1回生9名、2回生14名、3回生10名、4回生2名、

6回生2名、43青医連1名、42青医連2名)が逮捕された。

吉村学長は3月22日別添の声明を学内に公示、大学の数カ月に亘る閉鎖と休業、この期間内におけるストライキ中の学生、青医連および無給医の大学構内への立入り禁止を宣言、さらに学長と教授会名によって同日全学生の父兄あて別掲の文書を配布した。

学内はこれら一連の措置に対し強硬な抵抗を示し、全層が一斉に機動隊導入をきびしく批判した。当時はまだ大学側の要請による機動隊の介入は全国的にもめずらしく、また大量の学生が逮捕されたことも異例のことであり、各新聞社をはじめ、大きくこの措置をニュース

### 声 明

一月下旬以来、一部の過激の学生の指導による学園紛争が連続し、大学が次第に荒廃しつつある事実は、本学の諸君にとつては、衆知のことである。

とくに、二月十日臨時教授会に学生が乱入し、これを流会におとしめ、大衆団交を強要する事件が発生して以来、記念会館において五日間にわたり、教授の拘束を行ない、また大学本館、学生部、分校本館等諸種の建造物の封鎖と落書きによる損壊が繰り返され、それらの暴挙は日を追って拡大されてきた。

われわれは、これらの暴挙に対し十数次にわたって文書または口頭で退去命令を出し、また警告してきたが、過激な学生指導者には全く反省の色もない。

これら一連の暴挙によって、大学の機能が著しく阻害せられ、とくに附属病院の外來・入院全患者に多大の精神的不安を与えつつあることに対し、重大な社会的責任を感ずるとともに、学生の行為に対し、つよい憤りを感じずるものである。

全共闘を形成している学生は、現体制を否定し、自己を否定して大学を根底から崩壊せしめることを目的とする暴力集団であるということに全大学人は十分に認識するとともに大学を改革・改善し、愛学心をもって新しい脱皮へ向って努力するものとの間に明確な一線を劃さねばならない。

彼らは、たとえいかなる誠意をもって対しても、その誠意にこたえ、対話に應ずる姿勢をもたない学生群であり、とどまることなしに暴力による破壊を拡大することを考えている。

本来、大学は理性の府であつて相互の尊敬と信頼によつて自治を守るべき組織体である。良識ある対話の提案を一方的に拒否し、暴力によつて大学を破壊しようともくろむ学生は、理性の府とは無縁のものである。

したがつて、これら暴力学生から大学を守るためには、警察措置を講ぜざるを得ない。そのため教授会は、警察力の導入が大学自治の侵害になるか否かを検討し、ここにためらうことなく警察の協力を得て、暴力集団を学園から徹底的に排除すべきであるとの結論を得た。

いま、上記のごとく決断するにあつて、暴力を否定する全大学人とともに、われわれが総力をあげて新しい大学機構の確立に最大の努力を捧げるものであることに誓う。

今後、大学は新しい大学への転換のための期間として数ヶ月間の閉鎖、休業を行なう。この期間ストライキ中の学生、青医連および無給医は、学長の許可なくして大学構内(附属病院を除く)に立ち入ることを禁止する。なお、附属病院は従来通り業務を行なう。

われわれは、大学を愛する諸君とともに、今後種々の問題について民主的に討議し、限られた期間の中で大学独自の方向を見出し、本学百年の歴史の転換点としたいと考える。

ここに、大学を愛する諸君の絶大な支援と、頭腦の結集を心から切望し、声名文をとじる。

昭和四十四年三月二十二日

京都府立医科大学

学長 吉村 寿人

に流した。官憲導入反対、不当逮捕粉砕、教授全員辞任、全学バリケード封鎖、ロックアウト実力解除などのスローガンが無給医や学生層の一致した声として連日のビラに掲げられた。

大学の中には長い京都府の財政貧困時代に与えられた府行政に対する不信感が根強く存在していた。1955年(昭和30年)ごろを境に国立大学ののびは府立医大のそれに比し目立ってよく、講座数、人員構成、新改造案、研究・診療機器、講座費など種々の面で具体的な差が生じていた。それに比較し府職労の要求、看護婦の待遇改善要求などはかなり大幅に通っていくように医師の目にはうつった。それらの不満は一斉に知事や京都府、さらには大学事務員に対する不信感の助長という形をとる。病棟閉鎖にひきつづいておこった感情をあおったといえる。

官憲導入という事実に対しては府職労もまた反対の立場をとっていたが、全共闘学生を中心とする新左翼学生の活動があまりに過激化しはじめ、その打撃が大学事務局に直接にひびきはじめると、その論調は次第に機動隊導入容認へと傾き、その原因を作った全共闘を強く非難するという形へと変貌しはじめた。こうした動きに対し、かねてから府職労に対して生

#### 市民の皆様へ

#### 府医大全共闘

市民の皆様、既にニュースで御存知の様に昨日午後四時本大学及び病院に機動隊を導入し、不当に青医連学生の7名が逮捕され、更に7名に逮捕状が出ています。現在、我々は本学のカリキュラム、建築問題、医局解体等について、2月10日より無期限ストで闘っております。あらゆる医療の悪弊の根元である医局制度を解体し、真の医学を求めて、そして建築問題に見られるように、京都府、大学が一体となって我々を欺き続ける様な現在の大学機構の変革の為に立ち上っている学生自治会、青医連、無給医に対して、本学教授会は全く何んの良心もなく機動隊によって弾圧して来ました。しかも彼等は捜査にあたって、逮捕の為に『面通し』をするという、教育者はおろか人間以下のハレンチな行動を取ったのです。我々は、もはや彼等を教授として、人間として認める事は絶対に出来ません。

又、今回の機動隊導入の前に本学増田病院長は悪名高い報告医制度に我々が反対して来たのに対し、『報告医制に我々は関知しない』と欺き続け、その裏で京都府と一緒に、すでに昨年12月に42年、43年青医連を無断で登録し、わずか500万の金を交付されているという、まさに人身売買ながらの事実が暴露されました。我々の怒りを怖れた教授会は、いち早く機動隊導入によって我々の庄殺を計ったのです。

六度目の知事選挙に出馬する蛭川知事が本学の敷地を強権的に取り上げ、政治的に文化芸術会館を建て、その見返りとして、病院に何の将来性もない小さな臨床研究棟を与える事によって、教授会が学生、医局員の不満を押える様に庄力をかけて来たのです。

我々はこの様な弾圧に絶対屈せず、徹底的に闘う事を決意しております。市民の皆様、この様な現実を冷静に見つめ、我々の闘争に支援される事を要望致します。





理的な嫌悪感をもっていた若手医師層は反撥し、学生支持の側に立つようになった。そのうえ医学部における徒弟制度的な、いわば浮き草のごとく弱い立場を、便乗的に一気に改善に結びつけようという気持も若い医師層にはあった。長い間、助教授や講師に甘んじて来た不遇な人たちの不満もこれに同調した。

機動隊導入という措置をめぐる、大学内のすべての不満が教授会へ向かって、その解体という一本の力にまとめられて爆発したのであった。

3月24日、京都府歯科医師会館で新入生を集め、大学の現況を報告し、自宅待機するよう入試委員から説明された。この会場を察知した全共闘学生約30名が押しかけ抗議した。26日には100名を越す学生が立入禁止中の大学区域内を2度にわたってデモを行なった。28日にはさらに同様のデモを行なうと同時に再び大学正門をバリケード封鎖した。学外から急遽帰学した学長を附属病院事務部長室にてとらえ、数十名の学生が大衆団交を迫った。病院待合室の広場に集合し、坐り込んだ学生たちに対し、学長は退去命令を出したが、学生たちは動かず、再び機動隊の出動が要請されて20名の学生(1回生2名、2回生7名、3回生3名、4回生2名、5回生1名、6回生2名、精神科青医連2名、慈恵医大生1名)が逮捕された。その中に他大学の学生1名がまじっていたことは大学側に大きな衝撃を与えた。

同日、臨床の全教授室が封鎖され、三宅図書館長は学生、青医連らに取り囲まれて抗議をうけた。事務局員と学生との抗争があり、事務局長と学生課長が打撲傷をうけた。同夜、国際ホテルで管理職、助講会、助手会との話し合いが行なわれたが、硬化した教員層は大学の強い姿勢を批判するにとどまった。3月22日以後はじまった教職員の宿直警備は、全共闘の力の前では全く無力な形骸にすぎなかった。

## 改革案の作成

3月22日機動隊の強制捜査が行なわれた夜、農林年金会館で行なわれた臨床部長会で無給医解消に対して具体的方策が論議され、55名の助手定員増を要求する一方、副手制度の全面的撤廃、批判の強い研修指定病院の返上などが論議され、定員を削減しても全員有給の形で臨床を運営すべきであるとの意見がかたまった。しかし、この決定は教授会の結論でもなく、その実現にはなお府との予算折衝を行なわねばならぬ過程が残されていた。それにもかかわらずその内容が翌日の新聞に大きく掲載された。無給医層の動揺はきわめて大きかった。

全共闘学生は多くの無給医、青医連、助手層たちの支援をうけつつ臨床学舎を封鎖し、その建物を完全に解放区として利用するようになった。居所をうばわれた教授は診療室の一部を仮の部屋とし、あるいは病院内に散在する研究室の一部などを利用して診療にあたってい



平行線を辿ったが、いずれにしても父兄会から選出された約30名の幹事が大学と学生のパイプになることが決定された。父兄会はさらに学生や青医連の全共闘幹部からも説明をきいた。

日とともに封鎖は強化拡大され、4月26日には看護婦更衣室も占拠し、臨床研究棟が完全に封鎖地区内にはいった。落書きは大学外堀、病院待合室に及び、5月にはいと学生の一部はゲバ棒をもつようになった。5月9日病院事務部長室と20号病舎に移転中の学生部が再封鎖されたが、同日中に解除された。4月下旬から増田病院長は病気でたおれ4週間の休養措置がとられた。

学園紛争の嵐は単に府立医大のみを襲っていたのではなかった。京都大学、立命館大学、同志社大学、龍谷大学など京都のおもなる大学はその頃にはいずれもはげしい紛争にまきこまれていた。とくに河原町をへだてて建つ立命館大学の闘争が本学に与える影響は大きかった。立命館大学の闘争は完全に民青系学生と新左翼系学生のし烈な争いに発展し、しかも新左翼系の勢力は日増しに弱まり、府医大南側(現在の救世会館)が最後の砦と化していた。府医大全共闘はこれらの学生を支援する形をとり、河原町をへだてて対峙する形となった。立命館大学での紛争に際してはしばしば投石された石が河原町を越えて大学構内に達し、また恒心館からは2号館を目標けて空気銃による射撃や投石があり、ガラスの損壊がつづいた。

5月20日、午前7時、京都府警と機動隊は大学して恒心館の強制捜査を開始、ほとんど無抵抗下に学舎の封鎖を解いた。行き場をなくした立命大全共闘は本学全共闘の支援を得て中川会館奪還闘争を繰り返した。5月21日はその紛争に加わった本学学生4名が民青系学生に捕えられ、学生部の努力で救出、釈放されるという事件もおこった。

日を経るにつれて全共闘系指導者たちの思想の実態が単なる大学の改革にあるのではなく、さらに政治的な意味をもつ反社会的破壊活動にあり、そうした中での早急な改革を意図していることが明らかになった。これらの運動に同調していた一般学生らの間にも闘争への疑問が生じはじめた。とくに若手医師層の生活の実態は、純粋な学生に大きな疑惑を投げかけた。有給化を叫び、医局制度の解体を主張している多くの医師は、大学の休業と麻痺を理由に民間医療機関でのアルバイトに四散し、多額の報酬を得ていた。集会時に顔をみせ、アジ演説をする医師が、翌日は製薬会社の協力でゴルフに出かけているという噂も飛んだ。

基礎医学を支える人たちの中には研究の場を荒廃させてはならないという考え方があった。学舎が占拠されてもアルバイトに行くなどという臨床医師の立場とは自ら差異があった。教授会を支持するということではないが、大学を守るという点で共通するものがあつた。研究の場を奪われ、学生に占拠されたままいっこうその解除に立ち向かう気運の盛り上がらない臨床教室への批判の声も基礎教室からは出はじめていた。

父兄会は膠着しつつあつた学生と教授会の橋渡しをしようと6月8日学生部長と間島教授

の出席を求め、学生代表との交渉を計画したが、全共闘はボス交渉反対を叫んで約30名を動員、紛砕した。全共闘は次第に打開の道をとぎし、夜中に構内デモをしては本館の裏口扉を破壊したり、燃やしたり、鉄パイプをもって突撃練習したり、連日ながしかの小事件を繰り返した。

6月にはいと大学臨時措置法の立法化の意向が文部省から伝えられた。多くの大学はこれを自治の干渉ととらえ、反対声明を出した。しかし、その裏で大学の自治というかけ声が全く空虚でしかない現状ではなんらかの管理運営の改善が行なわれないことには打開されないことが意識されはじめていた。

管理職は無給医(5月22日、6月3日)、父兄会(5月8日、27日、6月4日、8日)、新入生(5月28日、6月4日、12日)、学友会理事会(6月19日)などと会合を重ねるほか、5月下旬から学生部長の草案をもとに、大学改革に関する全面的な構想の文書を完成し、逐次配布することを決定し、御車会館、パレスサイドホテル、YMCA会館、農林年金会館、紫宸殿などを転々としつつ討議を重ねはじめた。

6月18日、午後から全学奪還決起集会を臨床講堂で開催していた80名の学生とそれを支援する医師団が夕刻から構内デモに移り、2号館封鎖を装いつつ図書館封鎖を行なった。大学教職員約100名はただちにその解除に向い、学生と接触、はじめて実力で学生を排除し、封鎖を解いた。さらに勢いにのった教職員は臨床棟の封鎖も一気に解除しようとし、学生からヘルメットをうばい、覆面をぬがせ、騒然とした混乱がおこった。学生たちは同志社大学全共闘の応援を求め約100名の黒ヘルメット学生が午後8時50分、到着した。そして約1時間の間に教職員は1・2号館に退避を余儀なくされ、基礎教室の窓ガラスは、投石によって無残に破壊された。学生たちは臨床棟の封鎖を強化したが、午後11時半ごろまで基礎系教職員と事務現業職員によって、再び臨床棟の封鎖の一部が解除された。全共闘学生に対して積極的な力による反撥が行なわれたのはこれがはじめてであった。

6月19日増田病院長は健康を理由に学長に辞任を申し出た。3月23日に新聞報道された助手の有給化が具体化せず、4月27日管理職内部に学長の歩む強行路線に対し意見の不一致があり院長は辞意を表明しているとのニュースが毎日新聞に報道されて以来、精神的にも大きな打撃をうけていた院長の辞意はかたく、6月20日知事の下承を得て辞意を承認することになった。翌21日教授会が紫宸殿でひらかれ、徳田源市教授(産婦人科)が病院長代行に選出され、23日正式発令された。

6月23日、京都府議会において一連の府立医大闘争について、本学出身社会党河田彰議員はじめ2・3の議員から質問が出、大学関係者との間にはげしいやりとりが行なわれた。しかし、すでに大学内には全共闘に対する批判の声が出はじめ、少数ではあったが学生の中に

も明確に闘争に反対の立場をとる組織(学生有志連合)が生まれた。こうして6月29日には御車会館において全教授と新入生全員との初会合が行なわれた。全共闘学生8, 無給医, 助手, 青医連各1名がこの会合にむりやり参加し, 教授との間に応酬があったが, 一応平穏に顔合わせが終わった。そして翌30日には教授会審議を終わった。「京都府立医科大学の再生のための教授会試案, 第一分冊総論」が全学構成員に配布された。この試案は5分冊からなり, 7月19日までに配布が完了した計128ページに及ぶ冊子である。

6月下旬から, 管理職の中にも, 次第に長期化した闘争の早期解決には, 学長以下管理職全員の交代を行なった方がよいのではないかとの声が出, 吉村学長も上記の試案の完成をまって辞任するとの意志をかため, 交代の準備にかかることになった。そして7月14日紫宸殿で教授会を開き, 丸本晋学長代行, 徳田源市病院長代行, 藤田哲也学生部長代行, 菅沼惇図書館長代行, 谷道之研究科主任代行を選出, 翌15日府立資料館で全管理職が知事と会合, 17日に新管理職代りの発令が行なわれた。

## 9月開講へ向けて

1969年(昭和44年)4月5日京都地方検察庁から渡辺哲雄(6回生), 垣内俊明(2回生), 奥宮祐正(研修生)が監禁, 逮捕, 建造物侵入, 威力業務妨害, 建造物損壊の罪名罪条によって起訴され, 5月8日星野征光(6回生), 5月19日松岡敬裕がほぼ同様の理由で起訴された。また6月28日岡本文雄(2回生), 平田陽一(2回生), 木野村陸(慈大生)らも建造物侵入の罪名で起訴された。7月5日全共闘は「府医大, 69第1号」という48ページからなる小冊子を発行, 公判のための闘争を呼びかけた。教授対策本部, 被告, 弁護団などが寄稿し, 闘争と政治状況, 各団声明, 抗議文, 闘争経過, 起訴状などが内容として含まれている。

7月17日, 看護学院が, 1.学院建設, 2.拒否権, 3.教員会議開催, 4.2回生の実習の即時開始, 5.評価表の撤廃, 6.内規の撤廃の6項目を掲げて無期限ストにはいった。この運動は根強く, 学園紛争の末期までつづけられたが, 大学の主体は, 自主解決へ向けて急速にかたまりはじめた。

6月下旬から教授会試案が配布されはじめると, それへの批判と同時に, 助講会や助手会においても, 改革案の検討が進められた。こうした目的での集まりの中で, 相互の理解が深まり, 教員個々の考え方や立場が明らかにされた。

7月にはいると, 全共闘と批判勢力との力の差も明瞭になりはじめた。3月以来, 家にこもり, 郷里へ帰っていた学生たちも京都へもどりはじめた。それらの学生はグループを作って学外で会合をもちはじめた。教授たちの幾人かはこれらの会合に呼ばれ, 大学の進路を語

る機会をもった。丸本学長代行の就任は、9月開講に対する大学の強い意志を学内に植えつける好結果を招いた。7月19日別掲の声明が交付され、新管理職は大学改革に対する討議の必要性を各層に呼びかけた。そして23日には午前7時から午後7時まで学生・研修医の学内立ち入りを許可した。また28日には封鎖解除命令を発し、7月30日、再び機動隊を導入し、

### 声 明

本学に学生ストライキを発火点として、学園紛争が発生して以来、既に六か月もの月日が流れた。その間教授会では一時大学を閉鎖・休業し、全力を集中して、本学再生のためのタタキ台となる改革案の作成にとりくみ、ここにやっと完了し、五篇の冊子としてまとめ印刷を終えることができた。

わたくしは、ここに学長代理としての仕事を始めるにあたり、この教授会試案に盛り込まれた内容をどのように取り扱って改革にとりむつもりかという姿勢をまづ全学の諸君の前に明らかにしておきたいと思う。

この改革案の中に述べられているように、わたくし達は本学の管理運営の機関として従来の教授会体制がもはや時代遅れのものであることを認め、この紛争を克服して京都府立医科大学の花咲く未来を開くためには、もはや既成の精神性への復帰に取捨は考えず、抜本的な改革が行なわれなければならないと信じるに至った。

いまや、本学は総力を挙げて大学の機構全体を改革し、未来への展望の上に近代的な大学に脱皮しなければならぬ。わたくしは、全学を挙げてこのような根本的改革を進めるにあたり、まづ本学の今後の管理運営の中心となって改革をリードしてゆく予定の新しい教授会の構成と管理職の選出方法について、本学のすべての団が速やかに徹底的かつ自由な討議に入ることを要請したい、わたくしは、このような新機関について全学的な統一意見形成が、一日も早いことを強く希望している。

このような全学一致の新しい審議決定機関が機能しはじめる時点において、現教授会は発展的に解消し、以後はこの機関を中心として具体的な改革案が逐一審議決定され実現されるべきであると考えます。

然しながら、この時点までは現教授会が大学の管理運営に従来どおり責任を負い続けなければならないであろう。このことは大学の機能を正常に維持しつつ、改革を遂行する上にはやむを得ざることであり、われわれは当然この責を逃れることはできない。この新しい管理運営の体系を討議し全学の統一された意志を形成するに際して、どうしても、欠くことのできない条件とわたくしが考えているものを、ここに述べておきたい。

それは本学のすべての団が自由な雰囲気と十分に議論を尽くし、遠慮容赦なく教授会試案を変更改良し、話し合うということ。このようにしてこそ、大学を構成するすべての団の支持を得る管理運営が行なわれまた、そこを中心に行なわれる改革もまたスムーズにゆくのであると考えます。

わたくしは学長代行としてこのような本学の自主的な改革遂行に必要なあらゆる努力を促し援助したいと思う。すべての無給医諸君に対して話し合いの場を与えるため、本日直ちに大学内への立入禁止を解除する。また学生、研修医の諸君に対しても、若干の必要な事務的処理が終了次第すみやかに大学の閉鎖を解き、改革案についての自由な討議の場を保障したい。このような自由な討議と改革の遂行に対し、決定的な障害となるのは大学の解体と反体制の樹立を唱え、暴力をもって一方的な主張を繰り返す無法行為の横行である。

わたくしは本学再生のための自由な討議を全学諸君に保障し、一日も早く改革を軌道にのせるため、断固としてこのような無法行為を本学から排除すべき決意を固めている。

戦争をいとい、軍事基地の存在を憎むものがあるとして、学友を部隊組織し、臨床研究棟を占領封鎖し、本学キャンパス内へルメットをかぶり、ゲバ棒で突撃訓練するのがあるか。このような行為は改革のために全く役に立たないばかりか、この時点で抜本的改革を目指す全大学人に対する敵対行為としか考えられない。従ってわたくしはこのような行為を決して許すことができないことを、ここに明らかにしておきたい。

真に本学の再生を願う全学の諸君、  
学長代行就任にあたって抱いているわたくしの上記の決意を正しく理解せられ、九月一日開講を目指し一日も早い大学の正常化のために、心から協力されんことを切望し、以上声明する。

昭昭四十四年七月十九日

京都府立医科大学  
学長代行 丸 本 晋



積極的に臨床研究棟をはじめとする全封鎖を解除した。そしてこの作業には多くの教員や職員が参加した。

荒れはてた研究棟は清掃され、そして DDT とホルマリン混合液の散布が行なわれた。夜の警備にも大量の動員が行なわれた。組織された警備隊は懐中電燈やマイクをもち、学内のすみずみを巡回した。全共闘学生が寝ぐらとする場所は大学内には全くなくなってしまった。落書きされた壁はつぎつぎに塗装され学園正常化の呼び声が高まった。広報活動の点で著しく劣っていた大学側も、この頃からは迅速に対応できるようになった。

封鎖地区から出撃した全共闘の暴挙 キャンパス・ニュース No. 2

しばらくの間平静が保たれていたわれわれのキャンパスは、昨夜再び暴力集団のためにかく乱されることになった。ヘルメットをかぶり覆面した学生、研修医および一部の臨床医をふくむ一団〔6回生星野に率いられた保井(泌尿器助手)、徳本、奥宮、村瀬、松岡(4)、松村(4)、豊岡(6)、片山(3)、安富(5)、垣内(2)等〕が昨夜7時から基礎2号館入口を占拠した。7時20分ごろ学生部と1,2号館の人々が、このヘルメット覆面集団に決められたとおりの外に出るように言って、この扉を閉めようとしたことに端を発し、トラブルがおこった。

学生部長をふくむ1,2号館の人々はこれらヘルメット覆面集団に退去を要求しつづけ、両者の間に小ぜりあいが1時間以上にわたって続いた。この間学生部長代行のメガネが落とされふみわられたほか、こずき合いがはげしく行なわれ、転倒した人もいた厳しさであった。ヘルメット集団がどうしても言うことを聞かず、暗くなり危険になってきたので1,2号館の人々はそれぞれの室へ引き上げた。このあとゲバルト部隊は大型ハンマーや鉄パイプ、ゲバ棒などを使って2号館入口の大きいガラス扉をたたき割ると同時に各階へかけ上がり、シャッターや扉を乱打したり、サーチライトで威嚇しつつ石を投げて3階講堂をふくむ14枚の窓ガラスを破ったのち、破壊したガラス扉の前に数名の徹夜の張り番を立て、残りのゲバルト部隊は学内デモなどを行い、全学の人々に大きな衝撃を与えた。(損害約22万円)

このように頻発する無法行為といつおこるかわからない暴力行為に対して、管理職がその対応と予防処置に忙殺されるならば、一日、一日全学各団との話し合い機会の延引されることになる。われわれは大学の改革を遅延させる者がだれかということに全学の人々がいまこそ冷静に見きわめていただきたいと思う。

2号館関係者をはじめとする全学の人々に与えられた大きいショックは、改革をめざして努力を続ける全学の人々たちに対する挑戦とうけとらざるを得ない。

なおここ数日、数名の新旧管理職各人に対し深夜10数回にわたって電話し、睡眠を妨害する行為を繰り返しはじめているが、このような悪質な行為によって家族ぐるみ紛争に巻き込み、精神的な危害を加えようとするのであろうか。

われわれは平和であるべき大学のキャンパスの中で、なにゆえ覆面し、ヘルメットをかぶり、鉄パイプやゲバ棒を持つ必要があるのか全共闘の諸君に問うてみたい。全共闘の諸君はこうした示威行動によって精神的同調者の数を増すことができると考えているのであろうか。大学は絶対にこのような思考をたどる人を必要としてはいけない。また封鎖地域は全学の平和をかき乱さないために、いまはそっと放置しておくことが得策ではないかという見方がある。そして封鎖をそのままに改革と授業再開への行動をはじめべきだという穏健な考え方がある。けれどもこの地域の存続を大学が認めてよいという理由は成立するだろうか。そうではない。この地区は悪の温床のように全共闘学生のかくれ家となっており、ここを基地として不法行為の続発をおこさせることになっているのである。この封鎖の一日も早い解除なくして学園の平和は到来しないと思われる。

昭和44年7月25日

京都府立医科大学管理職会議

7月24日、2号館入口の大きなガラス扉が時限付閉鎖解除反対をとなえて全共闘がおしよせた時に破壊されたが、それらの状況はキャンパスニュースとして翌日には全学にその詳細が知らされた。それまで現実に行なわれて来た事件のすべてが、全共闘学生の色メガネに修飾され、ある部分は隠蔽され、ある部分は強調されて報道された。現場には第三者の目はなく、常に密室の事件の様子を呈していた。キャンパスニュースは明確に暴力行為に出た学生の名を明記し、積極的に現実の姿を全学に流そうとした。その報道に対しては一部からきびしすぎるとの批判も出たが、学生が正当性を主張するなら、自己の行為にも責任をもつべきであるとの意見が強く、管理職会議の名のもとにこれらのニュースは秋まで継続された。7月25日には学生部長代行は全学生に対し、大学の状況を知らせると同時に、開校へ向けて学生も改革の検討に参加することを呼びかけた。同日には教職員有志40名が学園の正常化に進めと呼びかけ、2号館入口に加えられた全共闘の暴挙をつよく責め、全共闘との訣別を呼びかけた。

このような状況下に行なわれた機動隊による封鎖解除は、大学内にはむしろ好感をもって受けとめられた。一部の助手からなる臨床助手会は、封鎖の実力解除糾弾のビラなどを出したが、これらの教員は、「大学とはなにか」「研究とはなにか」などの根本的な理念のみを重視し、現実にはそれを理由に改革の具体化をはばんでいる人たちにほかならなかった。同じような行動をとる教官は、全国の至るところで学園の正常化の障害になっていた。そこでこれらの人びとは原点復帰論者と呼ばれて軽視されつつあった。8月2日、日本社会党京都府議会議員団は丸本学長代行と教授会にあて機動隊導入に対する抗議文と質問状を提出した。

#### 学内平静維持のための告示

≪全学の諸君≫

本学において全共闘が暴力行為の温床として構築していたバリケード封鎖は、本日全て除去された。

私たちの平和で自由なるべき学園に、再び無法行為の横行することを決して許してはならないという全学の意志にそって、私は全学の諸君に次の事項を厳守していただきたいと考える。

- 1 学内においてヘルメット、覆面を着用したり、ケバ棒、石等の凶器を所持したりしないこと。
- 2 落書きをしたり、定められた場所以外に許可なく立看板、ビラをを掲示したりしないこと。
- 3 面会等の強要をしないこと。
- 4 学生、研修医の大学(附属病院を含む)への立ち入りは、当分の間午前7時から午後7時までとすること。

私は今後、以上の事項に反する無法行為を、全学に対する敵対行為とみなざるを得ない。

≪学園を愛する全学の諸君≫

万一、以上の事項に違反している者を発見した際は、遅滞なくその非を指摘すると共に、直ちにいずれかの管理職に連絡されたい。

私は、かかる無法行為に対してはすみやかに適切かつ断固たる措置をとり、全学の平和と自由を希求する意志に答える決意であることをここに表明する。

昭和44年7月30日

学長代行 丸 本 晋

しかし、そのことに関して大学は自治の干渉ととらえ、とくに助講会は8月5日付で申入れ書を送った。

8月3日、大学臨時措置法案が参議院において強行採決され、広島大学はそれに呼応するように機動隊を導入した。社会の目も次第に学園紛争に対してきびしさをまははじめていた。封鎖を解除された全共闘の学生たちは、京都大学医学部に本拠をおき、封鎖された医学部図書館をその根城にしていた。ようやくあせりをみせる過激派学生は、8月6日看護学院学生や青医連をまじえ、約100名が午後2時半ごろから全学総決起集会を開催、3時すぎからデ

8月6日 大学職員傷害表

番号	職名	年齢	受傷病名	受傷程度
1	附属病院薬剤部長	54	左側頭、左眼窩上部打撲擦過傷等、脳振盪	入院加療約4週間
2	同医事課長	43	左内転筋損傷等	加療約3週間
3	事務局庶務課長	43	左側頭部血腫等	加療約2週間
4	附属病院医事課技師	35	右眼瞼裂創等	加療約2週間
5	事務局参事	42	左上口唇挫創等	加療約10日間
6	事務局長	47	右後頭部左顔面、胸骨剣状突起部左上前腸骨棘部挫傷等	加療約10日間
7	附属病院医事課技師	60	右拇指捻挫等	加療約10日間
8	事務局庶務課主事補	21	右上眼瞼部挫創等	加療約1週間
9	学生部学生課長	36	右眼瞼挫創等	加療約1週間
10	事務局経理課長	44	右顔面、右肋骨弓、右上前腸骨棘打撲症等	加療約1週間
11	附属病院医事課技師	29	左肘外側部擦過傷等	加療約1週間
12	同収納課課長補佐	49	左顔面右大腿左膝関節部打撲症等	加療約1週間
13	事務局庶務課主事	23	左前頭部、後頭部挫傷等	加療約5日間
14	附属病院収納課主事	22	左顔面後頭部、胸部、右肩部、右肘関節右手背部挫傷等	加療約5日間
15	事務局庶務課主査	38	右肘関節部挫傷	加療約3日間
16	学生部学生課主査	40	右上眼窩部打撲症	加療約3日間
17	附属病院収納課主事補	21	右膝関節挫傷	加療約3日間
18	同医事課技師	34	右前頭部、側頭部、右膝関節部挫傷	加療約3日間

モ行進にうつり、病院待合室にはいった。これを阻止しようとした教職員は強行突破されてしまった。デモの隊列は一度院外に出たのち再び病院内を通過、旧玄関を通過して本館前広場に出た。デモ隊はこの玄関前で対峙していた教職員に対し戦闘隊形をととのえて攻撃し、三島事務局長、芦田学生課長をはじめ多くの職員が傷害をうけた。とくに高山薬剤部長は頭部と胸部に打撲をうけてたおれ、入院を余儀なくされた。こうして大学は機動隊を要請、午後5時、再び警察力によって事態を収拾した。この学生たちの行動は、強烈な批判を浴び、8月末までついに学生たちの大学での暴行はあとを断った。

8月中旬になっても、全学集会の目途は立たなかった。基礎1・2号館集会、有志連合の会合、助講会などが改革についての検討をはじめたが、総合的な形はとれなかった。8月12日、学生部長は学生全員にむけて多くの学生たちが共通に抱いている疑問をピックアップして問答形式の印刷物を配布した。8月19日には春以来おくれていた臨床学舎の建設を軌道にのせるため暫定建築委員会の名で設計に対するアンケートが回された。8月25日には学舎建設に対して無給医会も協力参加を決定した。8月27日には学生部長代行から9月以降のカリキュラムの内容が全学生に向けて発表されたが、それには学生による大学改革討議時間も組み込まれていた。

9月1日の時点で、正常な開講への復帰を目ざす教授会の強い姿勢に対して、意見の差はあれ同調する人たちが急速に増加しつつある現状に対し、臨床助手会、無給医会、青医連、学生自治会および看護自治会の名を使用した抗議のビラが多数配布された。しかし、その構成団体の名称と内容は著しくかけはなれたものになっていた。前三者の名の下に包括される医師数は300名に達するが、抗議を主張しつつけている人たちは、このころには約20名にすぎなかった。管理職は8月30日現在、6回生の卒業試験受験票はすでに62%提出していることを明らかにし、開講時にいかなる妨害をうけても教員は職務を遂行するよう要請し、正常化への決意をわかち合おうと呼びかけた。

8月30日は9月開講を目前にひかえた最後の山場であった。無給医会は全教授追求集会という名で、6回生は卒試実力阻止を目標とする44青医連準備会議の名で集会を呼びかけ、開講に反対する全共闘学生と看護学院生ら約150名が午後1時から臨床講堂において集会をもった。そして午後4時15分から約35分学内デモを行なった。しかし、この中には多くの第三者的学生もまじっていた。

8月6日の暴行事件に関係した学生の逮捕が継続されていたが、8月16日救援対策本部は警察の調査への協力を断つためのビラを配布した。そして30日のデモで、それまでかくれていた3名の学生が逮捕された。3月の機動隊導入以来、逮捕令状の出ている学生や青医連は、こうしたデモの機会に、目立つような形で指揮し、あるいは隊列に加わって検挙された。

## こぎつけた開講

9月1日を迎えた。

新入生96名，旧1回生18名，2回生15名，3回生2名，4回生3名，5回生9名が受講した。一般学生はまだ妨害をおそれ，初日の成り行きを見守っていた。9時ごろ数十名の全共

### 別紙1

昭和43年度および昭和44年度における京都府立医科大学学則の特例を定める学則を次のように定める。

昭和44年9月1日

京都府立医科大学

学長代行 丸 木 晋

昭和43年度および昭和44年度における京都府立医科大学学則の特例を定める学則

#### (目的)

第1条 この規程は昭和43年度および昭和44年度における学期，学科目履修の方法，その他必要な事項についての特例を定めることを目的とする。

#### (特例)

第2条 昭和43年度および昭和44年度における学年の始期および終期，学期，学科目履修の方法，その他必要な事項については京都府立医科大学学則の規定にかかわらず，次の各項に定めるとおりする。

2. 学年の始期および終期は各学年に応じそれぞれ，次のとおりとする。

##### (1) 昭和43年度

第1学年	4月1日から翌年の9月29日まで
第2学年	4月1日から翌年の10月14日まで
第3学年	4月1日から翌年の9月21日まで
第4学年	4月1日から翌年の9月28日まで
第5学年	4月1日から翌年の9月21日まで
第6学年	4月1日から翌年の9月30日まで

##### (2) 昭和44年度

第1年度	9月1日から翌年の4月30日まで
第2年度	9月30日から翌年の4月30日まで
第3年度	10月15日から翌年の4月30日まで
第4年度	9月22日から翌年の4月30日まで
第5年度	9月29日から翌年の4月25日まで
第6年度	9月22日から翌年の3月31日まで

#### 3. 略

4. 昭和44年度の休業日のうち，本大学の創立記念日，春季休業，夏季休業および冬季休業については次のとおりとする。

本大学創立記念日	なし
春季休業	なし，ただし，第1学年にあっては4月19日から4月25日まで
夏季休業	なし
冬季休業	12月28日から翌年1月4日まで。ただし，第1学年にあっては，12月28日から翌年1月11日まで。

関係学生が図書館前で集会し、デモを行なったが混乱はなかった。午後になって卒業試験のために6回生たちが登校した。試験場に予定されていた臨床講堂で待機していたこれらの学生に対して約40名の全共闘系学生が受験妨害をはじめた。大学側はこれらの学生を2号館にうつした。扉をとぎした2号館の前で受験学生(29名)に対し妨害の集会とデモが行なわれた。そして4時ごろ地下から侵入した学生たちが試験場に乱入し、受験した学生をつるしあげた。学長代行は集会中止命令を出すとともに、退去命令を発し、5時20分機動隊を導入して6名を逮捕した。

看護学院の方は学生寮入口にビケを張って受講を妨害し、ただ1名の受講者を得たにすぎなかった。

開講2日目は6回生の受験者が30名にふえ、学院の受講生が2名になった以外、受講学生数はあまりふえなかった。基礎2号館前では教員と全共闘学生の間でまたこぜり合いがあった。これらの学生たちはデモを繰り返した。こういった状況は約1週間つづいた。3日目からは、教職員は朝8時から9時まで正門前に出、妨害をおそれる受講生を守るために誘導の役目を果たした。9月9日52名の3回生が講義に出席し、11日にはスト解除を宣言、65名が生化学の実習に出た。

分校は教職員の数も少なく、受講学生を守ることはむずかしかった。藤田学生部長代行と第2病理学教室の教員がそのため分校の警備にあたった。9月3日、開講に反対して4名の分校学生がハリストにはいったが、夕刻教員35名が出向き、それらの学生を学外へ排除した。9月5日には「暴力と非暴力」という自主講座も分校でもたれた。9月16日旧1回生以上が定期試験にはいったが、分校では試験に対し再三妨害が試みられた。看護学院の授業妨害もはげしかった。しかし、こうした反撥も9月22日を境になくなった。そのときすでに大学では498名(72.1%)の受講学生があった。そして、3月以来つづけられた警備当直も9月27日をもって終了された。10月にはいると看護学院もストを解いた。

9月は各大学で大きな動きがあった。9月18日立命館大学奪還デモが京都大学で行なわれ700名の全共闘系の学生が集合した。20日夕刻、機動隊が京大にはいり、21日には京大本部の封鎖解除が行なわれた。9月25日、教授会は再び本館三階で開かれ、37名の6回生の卒業を認定し、26日には学長室で認書が渡された。

開講にこぎつけた大学関係者の喜びは大きかった。しかしまた一方で、大学改革をいかに進めるかという大きな命題を掲げての苦悩があった。10月4日、11日と改革案討議が全学的に持たれた。10月10日5名の逮捕学生が出所し、また1名の学生が逮捕されたりした。大きな傷あとを残しながらも、年末へ向けて一步一步、大学は平静な学園へと近づいていった。ときおり看護学院の学生たちが小さなデモを繰り返していたとしても。



## 100周年記念式典へ向けて

いずれの大学においても、管理運営に対する大学各層の参加、管理職選出新規程の作成、教育カリキュラムの改革は、大学改革のための基本的な命題としてとらえられた。1969年(昭和44年)の学園紛争の経験を経た多くの大学はこれらの共通の問題を抱いて苦悩していた。ある大学は学生の要求を全面的に受け入れて、新しい制度下に動きはじめた。ある大学は現行の規程の廃止をみとめ、新しい規程作りに専念しはじめた。しかし、その結果は現実には運営上の障害を生み大学の機能を麻痺させてしまったところもあった。まだ改革をはじめていない多くの大学はこの現実の前で改革をためらいはじめた。

学会運営もまた同じような危機に立った。評議員や理事の選出方法の改革にはじまり、学会とは一体なにをすところなのかということが問われた。ある学会は社会へ向かって開かれ、いままでのようなアカデミックに閉鎖された討論の場とはほど違い形への変貌を要求された。ある学会は大衆団交の場と化した。ある学会には公害認定患者とその支援団体が参加した。静かな討論の場であり、懇親をかね、そして長老が尊敬をはらわれる学会を求める人たちにとってはそれは困惑すべき改変であった。

日とともに、一連の行きすぎた改革にブレーキがかかり、また改革を求めた人たちの熱意もさめはじめた。本学の改革への歩みもよく似たボタンをとりはじめた。改革討論の時間として予定された場には学生は集まらず、大学からは尖鋭化していた教員の多くが去った。そして討議の機会は一層減少した。管理職代行は、改革にあたるためにはまず責任ある教授会の態勢立て直しこそ重要であり、いたずらに責任の薄い層の意見に耳を傾けて時間を空費することはかえって改革をおくらせるという意見を抱いていた。そして、改革のための教授会試案のうちでも実行できるものから具体化しようとした。研修医制度の確立(11月5日施行)、修練医制度の新設(12月1日適用)、大学院学生募集定員の削減と研究費の支給(1970年4月から)などを一連の改革として断行した。こうして副手制度がなくなり大学からは無給医が一掃された。

10月以降、教授会は再び学内の本館三階で行なわれるようになり、同月高本薫講師が小野教授の後任として教授に昇任した。そして11月22日には春退官された小野喜三郎教授の祝賀会が開かれた。この年の教授会忘年会は中止された。カリキュラムの都合上、冬期休業は12月28日から1月4日までという短期間におさえられた。

1970年(昭和45年)を迎えた。1月8日、河原町通りをへだてた旧西構の跡に文化芸術会館が建ち、落成式が行なわれた。1月18日には紛争中にできた父兄会の解散の会が都ホテルで

行なわれた。1月22日の教授会では管理運営、学部教育(UG)、卒後教育(PG)の3改革委員会が作られた。それらはそれぞれ6名の教授で構成され、またこれら3委員会の委員長および副委員長と2名の教授によって構成された改革推進委員会が1月27日にできた。それぞれの委員会で検討が開始されると同時に、推進委員は各団との交渉をはじめたが、助講会と助手会以外の団からの参加をうることはむずかしかった。学生自治会が崩壊したままであることも討議を困難にした。長い間、助教授のまま据置かれていた人文科学と社会科学に教授制が敷かれ、吉田忠勝助教授と鯖田豊之助教授が3月1日付で昇任した。3月25日臨床学舎の起工式が行なわれ、弓削学長の頃からはじまった一連の整備計画の最後におかれたこの研究棟の工事が1年おくれではじまった。またかつて花園分院として親しまれた精神医学教室のあと地には府立体育館の新築工事も着工された。

3月末、中村文雄元学長、吉村寿人前学長、金田弘元院長、長花操教授、原俊彦教授が停年退官され4月9日名誉教授に推薦承認された。また同じく精神医学教室飯塚礼二教授が大学紛争にからんで退職した。

1970年(昭和45年)春には多くの人事移動とそれに関する行事が行なわれた。3月第1解剖学教室助教授大塚長康が岡山大学に、4月には生化学教室講師川崎尚が広島大学に教授となって就任した。4月23日高本、鯖田、吉田の進学課程教授の新任と飯塚教授の送別の会がもよおされた。5月16日は前記の5退官教授の停年祝賀会が京都ホテルでひらかれた。同日付で長花教授の後任として吉田幸雄教授が発令され、6月16日には吉村教授と中村教授の後任として亙教授と水越教授が発令された。8月には大学紛争の矢面に立って、教職員とともに苦しみを共にした三島直介事務局長が転任し、京都府立大学から鞍岡香一が事務局長として就任した。

3月から吹田市で開催されていた万国博覧会は盛況のうちに半年を迎え、日とともにますます入場者を増していた。その9月1日徳田病院長代行が脳血栓で突然おれて入院した。病状は日増しに悪化し、15日午前3時54分逝去した。臨時教授会が17日開催され、谷道之研究科主任が病院長代行に選出され、研究科主任代行は菅沼図書館長が代理をつとめることになった。9月26日午後2時から記念講堂において故徳田教授の大学葬が行なわれた。増田、能勢、丸本、谷の4教授と教室助教授、講師ならびに事務局長が葬儀委員をつとめた。大学紛争の矢面に立って活躍した病院長代行の突然の死は、参列する人びとの胸を強く打った。

紛争によっておくれた6回生留年生56名が3月に巣立ったが、さらに積み残した7名も9月末に卒業した。その中には紛争の指導者も含まれていたが、教授会は彼らの行為は裁判をもって争い、学業とは別の立場に立ってそれらの学生の卒業について論議が紛糾することは

なかった。

10月7日吉田秀雄教授が研究科主任代行に選ばれた。中断された臨床系大学院の募集をいかにするか、それらのあり方を検討するためのあり方委員会が10月22日につくられ、大学院小委員会に増田・橋本両教授を加えて構成することになった。

11月12日、長い間中断していた教授会と知事との懇話会がホテル・フジタで行なわれた。この席上で知事は、大学をセンターとする地域医療への積極的な参加を要望した。そして教授会は年が明けてから医療センター構想を具体化し、兼任の形でまず与謝の海病院に9名の医師を派遣することにし、6名のプール人材を大学におくことを決定、橋本勇第2外科学教授が病院長を併任することになった。この医療センターの構想は、大学側も京都府側も最初から確固とした考えにもとづいてつくられたものではなかった。誰も彼もが未経験のものであり、そのために疑惑や憶測を呼んだ。地域医療と大学という問題について、教授会にはげしい論議をつくさねばならなかった。

1971年(昭和46年)3月には岡田弘二講師(産婦人科学)が、4月には村上晃一九州大学助教授(放射線医学)と山本尤神戸大学助教授(ドイツ語)、5月には加藤伸勝松沢病院医長(精神医学)がそれぞれ教授に任ぜられた。

紛争がおさまり、代行や取扱といった異常な管理形態で運営されていた多くの大学は再び正規の管理職を選出しはじめた。しかし本学の学長選出規定改正の討議は全く進歩をみせていなかった。教授会において3つの改革委員会が設置され、それぞれの委員会が答申した案についても審議は停滞していた。代行制を取りやめ正規の管理職を選出するには規程の改正が先行されなければならなかった。しかし、学生自治会は再建されておらず、紛争後にできた研修医、修練医の位置付けも定まっておらず、全学協議会も開催できない状態では、新規規程の完成は容易にできそうになかった。1970年(昭和45年)暮から11月26日、12月3日、10日、17日、翌年2月12日、3月11日と教授会において代行制の問題、学長選考規程の全学的討論の具体策などが繰り返し討議された。そして3月12日別掲のような「学長選考規程改正試案」が全学に配布された。3月18日、その後の経過について教授会で活発な論議が行なわれた。しかし、教授会の期待に反し、各層からの反響は意外に少なく、こうして6月を迎えた。

丸本学長代行は、6月になって任期2年の7月15日をもって全管理職代行が辞任する意向であることを明らかにした。6月17日、18日臨時教授会が開催された。さらに連続して21日、22日、24日、25日と教授会がつづけられた。学内に対し、現行規程で新学長その他を選出する理由を明らかにする必要がある。その間教授会声明と丸本学長代行からの声明(別掲)が起草され、それぞれ26日と25日付で学内に公示された。なお教授会は6月23日第1次学長候補者として佐野、中村、能勢3教授を選出公示した。

## 代行職の辞任にあたって

かえりみて、一昨年の七月十七日、学園紛争のさなかに、非力の私どもが代行職に就任したときのことを想いおこしてみますと、九月開講へむけて本学の異常事態をどのようにして收拾すべきかということさえ、全く見とおしのつかない状況でありました。

しかし、幸いにして全学の諸君の一致したご協力により、まず、学部教育の正常への復帰が行なわれ、さらに卒業教育のうち大学院と臨床医学研修・修練の場が新しい理念のもとにもうけられ、ついで、臨床医学学舎、進学課程学舎の建設が軌道にのり、臨床医学学舎は、早くもご覧のようにきたる九月末には完成しようとしております。私たちにとって、これらは、ただ夢のようにさえ感じられるのであります。一時は、本学の存亡の危機と憂えられた不信と暴力の谷底から、このように速やかに回復し得たことは、ひとえにの全学の諸君の献身的な努力のためであり、ここにあらためて衷心から敬意を表明するものであります。

大学改革の道はけわしくまた遠いものであることは、申すまでもありません。本学においてもなお幾多の課題を抱えており、ひとつひとつ解決への歩みを進めていかなければなりません。しかしながら、代行職は、本学の異常な状態に対処するための臨時的な特別の措置であります。今日においては、代行職の任務はすでに終了したものであるべきであります。したがって、いまや、私どもは一日も早くこの代行職に終止符をうち、正規の学長およびその他の管理職を選んで、本学運営の執行を委ね、変則的な姿から離脱しなければならぬときがきたものと確信するところであります。

それでは、この正規の学長およびその他の新管理職をどのようにして選出するかということが問題になるわけであり、ひとつは、去る三月十二日に「学長選考規程改正に関する教授会試案」を「たたき台」として全学の諸君に配布し、建設的な討議を重ねることを望んできました。したがって、他の大学でもすでに試みられているように、これにのっとり暫定的なものとして、試案によって新しい学長を選ぶこともひとつの方法と考えられます。

しかしながら、この試案について反応をみますと、学生自治会の再建もようやくその声があがりはじめたばかりで、二、三の団に熱心な取組みがみられつつあるものの、全学の意見統一として熟するためには、なお、かなりの時をかけて討議を尽くさなければならぬ状況にあるようにみうけられます。

それにもかかわらず、もし、この試案によって選考を行なうならば、暫定的なものであるとはいえ、試案あるいは改革の方向を既成事実化するものとしてうけとめられるだけでなく、全学の自由な討議によつて全学の統一な意志をまとめあげようとする諸君の努力をふみにじり、さらに、改革への意欲に水をさすということにもなりかねないものとわねばなりません。

したがって、代行職の終結を急ぐあまり、尽くすべき討議が十分に尽くされていない方法を、この段階で安易に採用することは、すでに述べたように、将来に禍根を残すことになりかねないといふ危惧するものであります。

むしろ、意に満たないところがあるにせよ、これは今後の改革にまつこととして、今回は現行の規程によつて正式に学長およびその他の新管理職、すなわち、病院長・図書館長・学生部長・研究科主任の選考を行ない、全学が心を新たに、より大いなる改革に向つて進むことがより適切であると考えます。全学の統一された意志による改革こそ真の改革であると信するのであります。

全学の諸君が、このときにあたり、新管理職の選出と、さらにはその主導のもとに力をあわせて改革を進め、わが京都府立医科大学の新しい歴史を創造していくことをここに切に期待するものであります。

ここに代行職辞任を申し出るにあたり、代行職全員を代表し、長い学園紛争の大きな渦のなかで、われわれとともに憂え、ともに正常化への努力を尽くされた全学の諸君に対し深く謝意を表しますとともに、今回の選挙が円滑に運ばれ、本学発展の大きなステップになりますよう、ご協力を期待してやまない次第であります。

昭和四十六年六月二十五日

京都府立医科大学

学長代行 丸 本

晋

各団からの投票は、助講団、事務団、看護婦団からしか得られなかったが、これらのうち2つの団で1位を占めた丸本学長代行を加えて7月9日第2次の投票が行なわれ、中村恒男教授が学長に決定した。なお同日学生部長、研究科主任および図書館長が選出され、それぞれ吉田幸雄、外松茂太郎、間島進教授に内定した。また7月13日の教授会において病院長は谷道之教授に内定した。そしてこれらの管理職は7月16日付で発令された。

1971年(昭和46年)7月20日進学課程校舎の起工式が行なわれたが、この工事は翌年8月竣工し、花園学舎と呼ぶことになった。

また約2年を要した臨床医学学舎が1971年(昭和46年)10月に完成した。この年3月停年退職された小沢俊次教授のあとをうけて、8月ニューヨーク州立大学教授栗山欣弥が薬理学教授に任ぜられた。

年が明け100周年を迎えた大学は、紛争のかげりを一掃し、平静な学園への歩みをつづけた。長い討議の末、6月には進学部長が設置され、研究科主任は研究部長と改称された。そして藤喜好文、外松茂太郎がそれぞれ初代の部長に就任した。また臨床検査部も正式の部として独立し、教授1、助教授1、講師1、助手5の教育職から構成される部となった。



中村 恒男

#### 実行委員会声明

生れ出づる子供が、親の慈愛につつまれてすくすくと育ったり、周囲の環境に左右されながら様々なる方向に育つ過程に於ても自らのあるべき姿に目覚め生育するように我が京医大においても入学時における、あるいはその後の過程において、各学年の経てきた特殊性が現われて出て来ているのではなからうか。

四月入学を九月迄ロックアウトにより遅延させられた四回生は学園の汚点を追求することを避けてきたように思える。これに対し学生会の存在のもとに活動している一二回生にとって教室使用制限等の緊密な問題点から出発して、自治活動の本来の姿を求めたり、社会的視野に立って、現在の健保制度等に矛盾を含む日本の医療に対して根本的改革を唱え追求していこうとする姿は当然であろう。真実は1つであるが、こうした異った環境のものが、個々の体験と認識の違いという厚い壁をのり越えて共通の認識に達するという事は容易なことではなからう。この厚い壁が打ち破られた時こそ真なる世界が待ちうけているのかもしれないが、しかしここに立場こそ異なれば、親に見捨てられ無視された子供達は親の期待に反し生育しようとしている。

この点に於いて「創立百周年」祝賀式典が学校当局の手で今企画され運営されつつある中に於いて記載用写真の被写体としてのみ参加を要請された我々にとっての唯一の救いの場は医大祭という場であった。我々は医大祭に於いて現状を厳しくみつめ、我々が今後如何に生育して行くべきかを全医大構成員に問いかけるとともに討論する場を与え、我々の前に立ちふさがる厚き壁が打破された後の真の姿とは、一体何なのであるか、その可能性を追求してやまない。昨年の無から有への創造のもとに生れ出する魂は、今年この魂に様々なる視点(始点)から患者の立場に立った医療ということを追求め、全大学構成員に判断を委ねるとともに真の姿を追求めて行き、来年の一大飛躍への一過程としての場を提供するであろう。

1969年(昭和44年)12月、京都府によって100周年記念会館建設用地として5,950万円で購入された梨木神社境内東南部の土地が1972年(昭和47年)9月に青蓮会に貸与された。しかし、緑を守る会その他の団体が、由緒ある境内に会館を建設することに反対し、会館の建設は難行、11月の100周年記念式に完成を間に合わせることは不可能になりはじめた。そしてついに100周年の最大の事業となるべきはずの会館建設が据置かれたまま記念の日を迎えた。

#### 付 1. 慈恵医大との定期戦

1958年(昭和33年)に復活した本学と慈恵会医科大学との間で行なわれる定期戦は、大学紛争のはげしかった1968年と1969年の2年中断したが1972年(昭和47年)第14回戦が行なわれた。この定期戦は5月初旬の連休を利用して開催され、原則として京都と東京とで交互に主催されることになっている。ちなみに1972年度は京都で本学主管によって舉行され、慈恵会医大から約250名の参加者を得た。戦績は7勝7敗で引き分けている。

#### 付 2. 医大祭

1952年(昭和27年)から、11月初旬の創立記念日を中心に毎年学生の手で開催される医大祭(学園祭)は1969年と1970年の2年間中断したが1971年には再び復活した。しかし、大学紛争中に崩壊した自治会は再建のさざしも見えず、医大祭実行委員会主催という形にかわっている。いまここに1971年度と1972年度の実行委員会声明を掲げて、学生の考え方の一端を示しておこう。

#### 付 3. 文部省科学研究費補助金交付状況(昭和34年度以降)

昭和34年度

研究費の種類	氏名	交付金額	研究題目
総合研究	吉村 寿人	1,000,000	生体膜の電解質輸送
試験研究	河村 謙二	400,000	臓器組織移植に関する研究
〃	金田 弘	450,000	微小照野によるレ線生物学的作用の検討
〃	荒木 正哉	500,000	生体内線維構造物の超微細構造の研究
各個研究	峯 勝	200,000	胃癌の肝転移に関する研究
〃	中村 恒男	200,000	百日咳咳嗽発生機転の解明に関する研究
〃	中村 文雄	200,000	内耳聴覚機構に関する生理並に理化学的研究
合計	7件	2,950,000	



## 昭和35年度

研究費の種類	氏名	交付金額	研究題目
総合研究	吉村 寿人	1,500,000	生体膜の電解質輸送
試験研究	吉村 寿人	500,000	微量液用硝子電極の改良とその応用
"	金田 弘	400,000	CO <sup>60</sup> による篩照射法の研究
各個研究	小沢 俊次	200,000	視床網様系の薬理学的研究
"	荒木 正哉	200,000	トラックラジオオートグラフを中心とした腫瘍細胞の理化学的研究
"	小片 重男	200,000	アルコール侵襲の生体反応に関する研究
"	葛谷 覚元	50,000	血清インシュリンの測定法並に生体血清インシュリン量に関する研究
"	弓 削 経一	200,000	斜視に関する研究(特に網様体との関連において)
"	中村 文雄	200,000	内耳組織の生化学的研究
"	岩下 健三	200,000	皮膚疾患と汗腺
"	額田 粂	200,000	半導体理論より見た金属熱発生機転の研究
合計	11 件	3,950,000	

## 昭和36年度

研究費の種類	氏名	交付金額	研究課題
機関研究	能勢 善嗣	5,200,000	補酵素の生合成系に関する研究
総合研究	吉村 寿人	1,440,000	生体組織の分泌と吸収の機転
試験研究	吉村 寿人	750,000	Na 電極とその生体への応用
"	中村 文雄	600,000	内耳化学的現象を基礎とせる騒音性難聴の治療対策
各個研究	山田 博	200,000	皮膚小溝密度による皮膚の老化測定の研究
"	岩瀬 善彦	200,000	脂皮質に於ける Apical dendrite の機能
"	米沢 猛	80,000	組織培養法によるジフテリア神経炎脱髄に関する実験的研究
"	鈴木 成美	200,000	T.P 抗原ならびに Reiter 株抗原 (R.P.C.F 抗原) による梅毒の補体結合反応, なかんずく R.P.C.F test について
"	長花 操	200,000	ヅビニ鈎虫およびアメリカ鈎虫の動物実験による生理生態ならびに病理学的研究
"	増田 正典	140,000	異常血色素症の遺伝学的並びに生化学的研究
"	谷 道之	200,000	糖尿病性網膜症の治療に関する研究
"	岩下 健三	200,000	皮膚疾患と汗腺
"	額田 粂	230,000	半導体理論よりみた職業病の発生機転についての研究
合計	13 件	9,640,000	

昭和37年度

研究費の種類	氏名	交付金額	研究課題
機関研究	金田 弘	7,300,000	放射線の生物学的作用，殊に老化現象との関係
"	能勢 善嗣	970,000	補酵素の生合成系に関する研究
総合研究	吉村 寿人	1,700,000	生体組織の分泌と吸収の機転
"	中村 恒男	1,500,000	乳児ならびに未熟児における消化酵素活性
"	中村 文雄	1,600,000	内耳機能の生態に関する研究
試験研究	吉村 寿人	800,000	Na電極とその生体への応用
"	河村 謙二	700,000	リンパ管系への抗腫瘍剤投与方法ならびにその効用に関する研究
各個研究	菅 沼 惇	200,000	細菌および原虫細胞の微細構造に関する研究
"	小片 重男	200,000	Alcohol 分解過程における Catalase 関与に関する研究
"	増田 正典	80,000	Dubin-Johnson 氏症候群の色素顆粒に関する研究
"	峯 勝	200,000	経胸腔的食道再建について
"	徳田 源市	200,000	子宮機能に関する研究
"	中村 恒男	200,000	百日咳痙咳の発生機構の解明 殊に神経および肺組織培養による研究
"	外松 茂太郎	80,000	皮膚科領域における複合蛋白の研究
"	金田 弘	200,000	乳癌末期患者に対する下垂体組織内照射の研究
"	佐々木 武史	80,000	学童の健康評価方法に関する研究
合計	16件	16,010,000	

## 昭和38年度

研究費の種類	氏名	交付金額	研究課題
機関研究	能勢善嗣	710,000	補酵素の生合成系に関する研究
〃	金田弘	600,000	放射線の生物学的作用殊に老化現象との関係
総合研究	中村文雄	1,800,000	内耳機能の生態に関する研究
〃	中村恒男	1,600,000	乳児ならびに未熟児における消化酵素活性
試験研究	吉村寿人	750,000	循環血 pH-Pco <sub>2</sub> の Telemetering に関する研究
〃	荒木正哉	850,000	ポリオの予防ならびに感染経路に関する研究
〃	鈴木成美	800,000	免疫電子顕微鏡法によるアレルギー性炎症の病理ならびにアレルギー性抗体の検出に関する研究
各個研究	三谷一雄	170,000	反応中間生成物(原子または遊離基)の研究
〃	額田繁	200,000	因子分析法による健康評価法
〃	長花操	80,000	京都市附近における蚊の防除に関する研究
〃	増田正典	150,000	腸管吸収分泌の立場よりみた下痢の機序に関する研究
〃	峯勝	200,000	経胸腔的食道再建について
〃	橋本勇	80,000	体外循環時における末梢循環動態の変動とその対策に関する研究
〃	諸富武文	150,000	骨のアミノ酸代謝に関する研究
〃	徳田源市	200,000	合成 Gestagen に関する基礎的臨床的研究
〃	弓削経一	200,000	斜視に関する研究
〃	中村文雄	250,000	喉頭の神経支配に関する研究
〃	岩下健三	200,000	皮膚における細胞化学的研究
〃	小野進一郎	80,000	唾液中の不完全抗体に関する研究
合計	19件	9,070,000	

## 昭和39年度

研究費の種類	氏名	交付金額	研究課題
機関研究	中村文雄	11,700,000	感覚情報の受容と統合
"	金田弘	880,000	放射線の生物学的作用, 殊に老化現象との関係
総合研究	吉村寿人	1,700,000	人体の気候馴化の機転
試験研究	鈴木成美	900,000	免疫電子顕微鏡法によるアレルギー炎症の病理ならびにアレルギー性抗体の検出に関する研究
"	中村恒男	840,000	ビタミンと内分泌との関連についての研究 特に小児期における活性型ビタミンの生合成に対するホルモンの効果
各個研究	山田博	220,000	血管の安全率に関する研究
"	岩瀬善彦	270,000	嗅球の誘起脳波の抑制機序
"	能勢善嗣	220,000	ビタミン B <sub>1</sub> のピリミジンおよびチアゾールの生合成
"	荒木正哉	220,000	代謝障害時における末梢神経における病理形態学的研究
"	増田正典	110,000	慢性肺炎の診断 (アイソトープを用いた消化吸収試験を中心に)
"	峯勝	200,000	外科的ショック時における内分泌機能に関する研究 —特に低体温法を中心として—
"	勝又星郎	100,000	脳性麻痺に対する定位的脳手術の基礎的実験と応用について
"	弓削経一	200,000	斜視に関する研究
"	中村文雄	300,000	内耳における各種電気現象の相互関係に関する研究
"	岩下健三	220,000	皮膚における細胞化学的研究
"	金田弘	200,000	トロトラストによる肝癌発生過程の実験的研究
"	仁木俤瑛夫	220,000	超微量定量法の臨床的応用
"	額田繁	250,000	衛生的習慣性の形式に関する研究
"	小野進一郎	90,000	唾液中の不完全抗体に関する研究
合計	19件	18,840,000	

昭和40年度 科学研究費補助金交付一覧表

種 類	課 題 号	研 究 課 題	研 究 担 当 者		交付決定額 千円
			所属・職	氏 名	
機関研究 (A)	91470	体液血行調節の機構殊にそれに対する腎機能の意義に関する研究	第一生理 教授	吉 村 寿 人	4,167
" (継続)	991451	感覚情報の受容と統合	耳・咽 教授	中 村 文 雄	1,000
各個研究	710230	加算法による誘発電位の後発反応の出現機序とその応用	第二生理 教授	岩 瀬 善 彦	225
"	710470	五炭糖磷酸回路系の薬理学的研究	薬理 教授	小 澤 俊 次	225
"	710721	実験的ラット腎炎の血清学的並に免疫組織学的研究	微生物 教授	鈴 木 成 美	216
"	710936	北米産ケリコット肺吸虫と我国産4種肺吸虫特に宮崎肺吸虫との差異に関する実験的研究	医動物 助教授	吉 田 幸 雄	90
"	720196	白血病以外の疾患に於ける染色体異常	第三内科 教授	増 田 正 典	135
"	720458	癌における局所防衛機構の検討とその人為的作成法に関する研究	第一外科 教授	峯 勝	216
"	720683	合成 steroid の代謝と生物学的効果との関連に関する研究	産婦人科 教授	徳 田 源 市	225
"	720771	小児白血病細胞の Autoradiography による研究	小児科 教授	中 村 恒 男	315
"	720870	角膜の糖代謝	眼科 助手	弓 削 経 一	225
"	721021	声帯の自己運動調節機構に関する組織学的研究	耳・咽 教授	中 村 文 雄	198
"	721399	超微量定量法の臨床的応用	臨検 助教授	仁 木 偉 瑛 夫	90
総合研究	7018	人体の気候馴化の機転	第一生理 教授	吉 村 寿 人	1,710
試験研究	71070	遺伝学的解析を応用したビタミン B <sub>1</sub> 生合成の研究	生化 教授	能 勢 善 嗣	900
"	72079	骨髓脾細胞移植に関する研究	第二外科 教授	河 村 謙 二	738

## 昭和41年度 科学研究費補助金（各個研究）交付内定

課題番号	研 究 課 題	交付内定額	氏 名	所 属 職
710240	加算誘発電位による脳の興奮単位に関する研究	千円 270	岩 瀬 善 彦	生理Ⅱ 教授
710982	母子血液型不適合妊娠のスクリーニング法の確立	110	水 谷 昭 夫	臨床検査 技師
720226	動脈硬化症に関する研究	100	吉 田 秀 雄	内科Ⅰ 教授
720228	脾障害時の鉄吸収に関する臨床的ならびに実験的研究	100	増 田 正 典	内科Ⅲ 教授
720495	癌における局所防衛機構の検討特にその人為的作製法に関する研究（その2）	250	峯 勝	外科Ⅰ 教授
720645	末梢神経損傷の治療	250	諸 富 武 文	整形外科 教授
721020	斜視に関する研究	300	弓 削 経 一	眼科 教授
721151	喉頭の感覚に関する研究	250	中 村 文 雄	耳鼻科 教授
721252	皮膚科領域における <sup>3</sup> H-Compound Micro- autoradiography の研究	200	外 松 茂 太 郎	皮膚科 助教授
721438	小脳機能に関する電気生理学的研究	270	水 野 精 一	精神医 助教授
	計 1 0 件	千円 2,100		

## 昭和41年度 科学研究費補助金交付内定

課題番号	研 究 課 題	交付内定額	研究代表者名	所 属 職
機 関 研 究（継続）				
091470	体液血行調節の機構殊にそれに対する腎機能の意義に関する研究	千円 550	吉 村 寿 人	生理Ⅰ 教授
特 定 研 究（1および2）				
95673	耐熱性耐寒性の分析とその測定法	1,600	吉 村 寿 人	生理Ⅰ 教授
95269	神経ホルモンの形成と分泌機構	7,500	佐 野 豊	解剖Ⅰ 教授
試 験 研 究				
72202	小児期における CoA, パントテン酸代謝に関する研究	890	中 村 恒 男	小児科 教授



## 昭和42年度 文部省科学研究費補助金交付内定

種 類	課題番号	研 究 課 題	交付内定額	氏 名	所属・職
機関研究 A	91529	ビタミン B <sub>1</sub> および Coenzyme A の生合成調節	7,180,000 <sup>円</sup>	能 勢 善 嗣	生化 教授
機関研究 B	92416	シナプスの組織化学的電子顕微鏡の研究	1,960,000	佐 野 豊	第一解剖 教授
試験研究	71044	体液塩分の微量定量法に関する研究	1,000,000	吉 村 寿 人	第一生理 教授
"	72185	小児期における CoA, パントテン酸代謝に関する研究	860,000	中 村 恒 男	小児科 教授
"	72209	蛍光眼底映画撮影装置の試作と応用	1,000,000	足 立 興 一	眼科 講師
がん 特別研究 (2)	94175	オートラジオグラフィによる癌細胞の増殖と分化の研究	3,400,000	三 宅 清 雄	第一病理 教授
特定研究(1)	952076	脳機能と自律・内分泌系障害	2,000,000	佐 野 豊	第一解剖 教授
" (1)	952078	髄鞘形成と脱髄の研究	2,500,000	米 沢 猛	第一病理 助教授
" (2)	952077	中枢神経系老化過程の生物学的研究—不飽和脂肪酸過酸化物の脳組織ならびに脳血管におよぼす影響に関する研究—	3,060,000	飯 塚 礼 二	精神医 教授
" (1)	955054	耐熱性耐寒性の分析とその測定法	3,370,000	吉 村 寿 人	第一生理 教授
各個研究 13件 2,730千円	710245	薬物によるザリガニ神経-筋伝達機序の解明	200,000	岩 瀬 善 彦	第二生理 教授
	710247	光駆動の末梢および中枢機序	250,000	内 田 孝	第二生理 助教授
	710829	腫瘍ウイルスの造腫瘍性におけるインターフェロンおよびスタトロンの影響	120,000	岸 田 綱太郎	微生物 助手
	711000	アルコール中毒の免疫化学的研究	300,000	小 片 重 男	法医 教授
	711057	京都産チカイエカの研究	110,000	松 尾 喜久男	医動物 講師
	720229	精神薄弱児に関する研究—主として神経学的染色体学のおよびアミノ酸代謝の研究	270,000	増 田 正 典	第三内科 教授
	720525	リンパ管手術の治療的応用に関する研究	110,000	北 川 司 良	第二外科 助教授
	720705	末梢神経損傷の治療	250,000	諸 富 武 文	整形外科 教授
	721242	内耳での音受容機構の立体的観察	250,000	中 村 文 雄	耳鼻咽喉 科 教授
	721470	尿道常在菌に関する研究	110,000	藤 村 伸	泌尿器科 助手
	721626	マウスの皮下移植腫瘍における放射線分割照射と酸素効果	240,000	前 田 盛 正	放射線医 助教授
	721693	乳幼児, 新生児における神経-筋接合部におよぼす筋弛緩剤の作用	270,000	宮 崎 正 夫	麻酔 教授
	730073	小中学生の適正体格に関する研究	250,000	永 田 久 紀	衛生 助教授
		計	29,060,000		

## 昭和43年度 文部省科学研究費補助金交付決定

S43.11.4.調

種 類	課題番号	研 究 課 題	交付内 定 額	氏 名	所 属 ・ 職	備 考
一般研究・継続 (旧機関研究A)	291529	ビタミンB <sub>1</sub> およびCoenzyme A の生合成調節	千円 300	能 勢 善 嗣	生化 教授	
一般研究・継続 (旧機関研究B)	292416	シナプスの組織化学的, 電子顕微 鏡的研究	860	佐 野 豊	第一解剖 教授	
一般研究・B	8847	先天性代謝異常の遺伝生化学的研 究	5,870	中 村 恒 男	小児科 教授	
一般研究・C	87008	唾液腺の水分塩分分泌に及ぼす抗 利尿ホルモン(ADH)の影響	450	井 上 太 郎	第一生理 助教授	
"	87045	自動車運転適正, 特に飲酒運転判 定法に関する研究	500	小 片 重 男	法医 教授	
"	87048	コガタアカイエカとシロハシエ カの分類ならびに生態学的研究	550	松 尾 喜 久 男	医動物 講師	
"	87066	血中インスリンの量と活性に影響 する諸因子の研究	400	吉 田 秀 雄	第一内科 教授	
"	87088	末梢神経損傷の治療	600	諸 富 武 文	整形外科 教授	
一般研究・D	87522	細胞核膜の単離とその伝達系の研 究	200	上 田 潔	生化 助教授	
"	87543	母子血液型不適合妊娠のスクリー ニング法の確立	200	水 谷 昭 夫	臨床検査 技師	
奨励研究 (A)	7014	汗腺分泌機構に関する研究	150	森 本 武 利	第一生理 助手	
"	7046	糞線虫および糞線虫症に関する研 究特に自家感染との関連で直接お よび間接発育の機序について	150	松 野 喜 六	医動物 助手	
"	7063	合成コルチコイド剤の生体内代謝 にかんする研究	150	中 村 充 男	第二内科 副手	現在 助手
"	7088	整形外科疾患の精神身体医学的研 究	150	川 上 登	整形外科 助手	
試験研究	7102	体液塩分の微量定量法に関する研 究	1,000	吉 村 寿 人	第一生理 教授	
"	7204	多マイグロホン法による胎児心音 計試作	900	井 上 正 二	産婦人科 助教授	
"	7206	蛍光眼底映画撮影装置の試作と応 用	1,000	足 立 興 一	眼科 講師	
特定研究 (I)	95028	耐熱性耐寒性の分析とその測定法	3,520	吉 村 寿 人	第一生理 教授	
"	92090	脳機能と自律内分泌系障害	2,400	佐 野 豊	第一解剖 教授	
"	92092	髄鞘形成と脱髄の研究	3,000	米 沢 猛	第一病理 助教授	
特定研究 (II)	92091	モノアミン作動ノイロン蛍光顕微 鏡的研究	1,800	佐 野 豊	第一解剖 教授	
"	92093	脱髄性抗体の基礎的および臨床的 研究	1,700	米 沢 猛	第一病理 助教授	
"	92094	脳障害における細胞反応のオート ラジオグラフィ的研究	1,000	藤 田 哲 也	第二病理 教授	
計		2 3 件	千円 26,840			

## 昭和44年度 科学研究費補助金交付金内定一覧

S 44.8.21.

種 類	課題 番号	研 究 課 題	研究担当者		交 付 内 定 額			
			所属・職	氏 名	昭和44 年度	昭和45 年度	昭和46 年度	計
特定研究 (1)	99126	耐寒性、耐熱性の分析とその測定法	第一生理 教授	吉村 寿人	千円 4,540	千円 4,540	千円 4,540	千円 13,620
	92108	脳機能と自律内分泌系障害	第一解剖 教授	佐野 豊	2,640	—	—	2,640
	92109	髄鞘形成と脱髄の研究	第一病理 助教授	米沢 猛	3,300	—	—	3,300
特定研究 (2)	92110	海馬領域の組織化学的、電子顕微鏡的研究	第一解剖 助教授	大塚 長康	1,500	—	—	1,500
	92112	中枢神経組織老化の過程の形態学的研究 — 不飽和脂肪酸過酸化物の神経組織ならびに脳血管におよぼす影響に関する研究 —	精神医学 教授	飯塚 礼二	1,700	—	—	1,700
がん特別 研究 (1)	9277	ヒト悪性腫瘍の体外培養に関する研究	第一病理 教授	三宅 清雄	2,500	—	—	2,500
がん特別 研究 (2)	9278	オートラジオグラフィによるヒト腫瘍細胞の増殖と分化に関する研究	第二病理 教授	藤田 哲也	2,180	—	—	2,180
一般研究 (3)	8863	モノアミン作動ニューロンの分布とニューロン鎖	第一解剖 教授	佐野 豊	2,920	200	—	3,120
一般研究 (C) (継続)	387008	唾液腺の水分、塩分分泌に及ぼす抗利尿ホルモン(ADH)の影響	第一生理 助教授	井上 太郎	400	200	—	600
	387045	自動車運転適性、特に飲酒運転判定法に関する研究	法 医 教 授	小片 重男	500	—	—	500
	387048	コガタアカイエカとシロハシイエカの分類ならびに生態学的研究	医動物 講 師	松尾喜久男	500	400	—	900
	387088	末梢神経損傷の治療	整形外科 教 授	諸富 武文	480	200	—	680
一般研究 (C)	87024	組織培養法による神経組織のビタミン欠乏症の研究	第一病理 助教授	米沢 猛	700	—	—	700
一般研究 (D)	87509	興奮性細胞 (Nitella) におけるH <sup>+</sup> の能動輸送とK <sup>+</sup> 蓄積機構	第二生理 講 師	北里 宏	230	—	—	230
	87552	地中海性貧血の遺伝生化学的研究	第三内科 助 手	細川 計明	230	—	—	230
	87581	脂肪組織における代謝の加令による推移とその調節因子について	小児科 助教授	楠 智一	240	—	—	240
	87590	内耳有毛細胞の刺激受容機構	耳鼻咽喉 科 講 師	安野 友博	200	—	—	200
奨励研究 A	7070	合成コルチコイド剤の肝臓における代謝機構にかんする研究	第二内科 助 手	松岡 謙二	150	—	—	150
	7092	ガストリン Immunoassay の確立と蛍光体法を応用した分泌細胞の検索	第二外科 助 手	小玉 正智	150	—	—	150
	7103	Br <sup>35</sup> を用いて測定される細胞外液の変動及びナトリウム欠損とショック不可逆性の関係	麻 酔 助 手	小俣 博正	100	—	—	150
試験研究 (1) (継続)	372041	多マイクログホン法による胎児心音計試作	産婦人科 助教授	井上 正二	500	—	—	500
		計		2 1 件	千円 25,710	千円 5,540	千円 4,540	千円 35,790

## 昭和45年度 科学研究費補助金交付決定一覧

S 45.9.21.

種類	課題番号	研究課題	研究担当者		交付内定額				
			所属・職	氏名	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	計	
特定研究(1)	499126	耐寒性耐熱性の分析とその測定法	第一生理教授	吉村 寿人	千円 5,010	千円 5,260	千円 5,520	千円 15,790	
	96107	自律神経障害に関する基礎的研究	第一解剖教授	佐野 豊	3,000	—	—	3,000	
	96109	髄鞘の形成と変性の基礎的研究	第一病理助教授	米沢 猛	700	—	—	700	
特定研究(2)	96108	神経組織におけるカテコールアミンの基礎的研究	第一解剖教授	佐野 豊	2,000	—	—	2,000	
	96110	組織培養法による神経-筋結合の研究	第一病理助教授	米沢 猛	1,500	—	—	1,500	
	96111	脳障害における Perivascular cell の役割に関する基礎的研究	第二病理講師	北村 忠久	900	—	—	900	
がん特別研究(1)	9255	ヒト悪性腫瘍の体外培養	第一病理教授	三宅 清雄	2,900	—	—	2,900	
がん特別研究(2)	9258	ヒト腫瘍細胞の分化と増殖に関する研究	第一外科教授	間島 進	1,000	—	—	1,000	
一般研究B(継続)	48863	モノアミン作動ニューロンの分布とニューロン鎖	第一解剖教授	佐野 豊	200	—	—	200	
(継続)一般研究C	387008	唾液腺の水分塩分分泌に及ぼす抗利尿ホルモン(ADH)の影響	第一生理助教授	井上 太郎	200	—	—	200	
	387048	コガタアカイエカとシロハシエカの分類ならびに生態学研究	医動物講師	松尾喜久男	400	—	—	400	
	387088	末梢神経損傷の治療	整形外科教授	諸富 武文	200	—	—	200	
一般研究C	87093	移植免疫反応における微小循環動態に関する研究	第二外科教授	橋本 勇	2,000	—	—	2,000	
一般研究D	87507	末梢臓器(上皮小体、汗腺および眼球)における自律神経支配の電子顕微鏡的研究	第一解剖助教授	越智 淳三	350	—	—	350	
	87513	延髄網様体と迷走神経の反応による嘔吐の中樞機構の研究	第二生理教授	岩瀬 善彦	220	—	—	220	
	87579	関節内骨折の実験的研究	整形外科助教授	榑田喜三郎	200	—	—	200	
奨励研究A	7057	実験的アレルギー性神経炎(EAN), とくに初期病変の免疫組織学的研究	第一病理助手	石原 好弘	200	—	—	200	
	7122	カテコールアミン代謝からみた神経芽細胞腫の診断, 治療, 予後に関する研究	小児科助手	沢田 淳	200	—	—	200	
	7188	ステロイド投与時の体内分布に関する研究	産婦人科助手	石原 貞尚	200	—	—	200	
試験研究(2)	70053	精神身体発達遅延児の成因とくに生体内代謝異常機構の究明ならびその予防, 治療に関する研究	小児科教授	中村 恒男	1,000	—	—	1,000	
計					20件	22,380	5,260	5,520	33,160

註① 吉村寿人先生については、退職後も引き続き科研費が交付される旨、文部省より連絡を受けています。

② 大塚長康先生については交付内定が本学に通知されましたが、交付申請要綱第2項にもとづき、交付申請書の提出は岡山大学を通じその手続がなされます。

## 昭和46年度 科学研究費補助金交付内定一覧

S46.9.1.

種類	課題番号	研究課題	研究担当者		交付内定額			
			所属・職	氏名	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	計
特定研究 (1)	499126	耐寒性、耐熱性の分析とその測定法	第一生理名誉教授	吉村 寿人	千円 5,260	千円 5,520	千円 —	千円 10,780
	90532	自律神経障害に関する基礎的研究	第一解剖教授	佐野 豊	3,500	—	—	3,500
	90536	脱髄に関する免疫学的研究	第一病理助教授	米沢 猛	700	—	—	700
特定研究 (2)	90208	人工膜興奮機構の研究	第一生理教授	亘 弘	1,270	—	—	1,270
	90537	組織培養法による神経-筋結合の研究	第一病理助教授	米沢 猛	2,150	—	—	2,150
	90538	正常脳に於て鍍銀によって示される「いわゆるミクログリア」の本態に関する研究	第二病理講師	北村 忠久	1,000	—	—	1,000
がん特別研究 (1)	92261	ヒト悪性腫瘍の体外培養	第一病理教授	三宅 清雄	3,800	—	—	3,800
がん特別研究 (2)	92262	再生増殖と癌化との関連	第二病理教授	藤田 哲也	1,500	—	—	1,500
一般研究 A	8433	上皮膜物質輸送のレーザーマイクロプローブによる分子生理学的研究	第一生理教授	亘 弘	14,000	6,000	300	20,300
一般研究 B	8891	末梢神経移植に関する実験的研究	整形外科教授	諸富 武文	1,600	—	—	1,600
	8892	視床下部下垂体系における協調機構に関する研究 —とくに生体アミンを中心として—	第一解剖教授	佐野 豊	3,200	—	—	3,200
一般研究 C	87006	緻密骨質の屈曲強度	第二解剖教授	山田 博	1,000	—	—	1,000
	87136	肝におけるステロイド系薬物の動力学に関する研究	産婦人科教授	岡田 弘二	1,250	—	—	1,250
	87140	蝸牛単離有毛細胞の生化学的ならびに電気生理学的研究	耳鼻咽喉科教授	水越 治	950	—	—	950
一般研究 D	87575	麻酔剤の Shock 時における Na を主とする電解質および水分排出に対する影響の研究	麻酔科教授	宮崎 正夫	660	—	—	660
奨励研究 A	4168	ゾウリムシの未熟期の長さにおよぼす紫外線照射の影響	生 物 手 助	高木 由臣	210	—	—	210
	7174	神経芽細胞腫におけるカテコールアミン代謝の酵素学的研究	小児科手 助	今宿 晋作	200	—	—	200
	7198	放射線の血管新生におよぼす影響：マイクロアンギオグラフィによる研究	放射線医 助 手	佐伯 祐志	250	—	—	250
	7252	<sup>14</sup> C-DMO 法による腎尿管上皮細胞内 pH の測定および腎の酸-塩基平衡調節機構の解明	麻酔科 助 手	惟任 修	220	—	—	220
試験研究 (2)	70053	先天性脳发育異常の誘発因子および発生病態の解明その予防に関する研究	小児科 教 授	中村 恒男	1,000	—	—	1,000
	70066	Gastrin の Radioimmunoassay の基礎的研究	第二外科 講 師	小玉 正智	1,000	—	—	1,000
計				2 1 件	44,720	11,520	300	56,540
奨励研究 A 追加分	7383	妊娠時糖質代謝異常の研究	産婦人科 助 手	上羽 至	170	—	—	170
合 計				2 2 件	44,890	11,520	300	56,710

上記の奨励研究A追加分については、昭和46年8月23日付けで交付の内定があった。

昭和47年度 科学研究費補助金交付内定一覧

S 47.6.19.

種類	課題番号	研究課題	研究担当者		交付内定額			
			所属・職	氏名	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	計
特定研究 (1)	499126	耐寒性, 耐熱性の分析とその測定法	第一生理名誉教授	吉村 寿人	千円 5,520	—	—	千円 5,520
	92134	自律神経障害に関する基礎的研究	第一解剖教授	佐野 豊	4,000	—	—	4,000
	92135	脱髄に関する免疫学的研究	第一病理助教授	米沢 猛	1,000	—	—	1,000
特定研究 (2)	92138	培養法による神経-筋接合の研究	第一病理助教授	米沢 猛	940	—	—	940
	92139	日本脳炎の細胞反応に関する基礎的研究	第二病理講師	北村 忠久	1,000	—	—	1,000
	92141	中枢刺激剤中毒に関する研究 —特に行動と脳代謝障害について—	精神医教授	加藤 伸勝	1,300	—	—	1,300
一般研究 (A)	68433	上皮膜物質輸送のレーザーマイクロプロブによる分子生理学的研究	第一生理教授	亘 弘	6,900	300	—	7,200
	744023	哺乳類中枢神経系シナプスの分子薬理学的研究 —抑制性 GABA 作動ニューロンを中心として—	薬理教授	栗山 欣弥	9,500	3,130	—	12,630
	744017	神経伝達物質としてのモノアミンとアセチルコリンの細胞化学	第一解剖教授	佐野 豊	6,930	—	—	6,930
一般研究 (B)	748085	人体組織の細胞動態解析に関する基礎的研究	第二病理教授	藤田 哲也	3,760	1,900	—	5,660
一般研究 (C)	757025	多因子同時解析による汗腺分泌機構の研究	第一生理講師	森本 武利	1,100	—	—	1,100
	757060	実験的アレルギー性神経炎(EAN)の Passive transfer による脱髄病変の電顕的研究	第一病理助手	石原 好弘	1,200	—	—	1,200
	757140	大脳基底核の視覚系への関与	精神医助手	門林 岩雄	1,480	650	—	2,130
	757151	制癌処置の人癌細胞増殖に与える影響に関する研究	第二外科助教授	篠田 正昭	1,370	870	—	2,240
	757162	Gastrin の面よりみた胃および十二指腸腫瘍に対する胃切除術式の基礎的および臨床的研究	第二外科講師	小玉 正智	1,170	800	220	2,190
	757172	末梢神経移植における神経再生と拒絶反応に関する実験的研究	整形外科教授	諸富 武文	1,800	750	—	2,250
	757202	実験的糖尿病における内耳酸性ムコ多糖と難聴に関する基礎的研究	耳鼻咽喉科講師	斎藤 等	730	—	—	730
一般研究 (D)	767029	電子顕微鏡オートラジオグラフィと電子顕微鏡組織化学による肥胖細胞顆粒の物質代謝についての研究	第二病理助教授	竹岡 成	280	—	—	280
奨励研究 (A)	777011	中枢神経系変性神経線維の細胞レベルにおける研究 —とくに視床下部の線維連絡を中心として—	第一解剖講師	井端 泰彦	230	—	—	230
	777048	Morphine 依存性動物における胸内 cyclic AMP 代謝について	薬理助手	内藤 勝己	260	—	—	260
	777115	窒息による肝アルコール脱水素酵素の血中への迷出に関する研究	法医助手	大洞 弓子	270	—	—	270
	777172	神経芽細胞腫における免疫学的研究 —リンパ球 in vitro Blastogenesis を中心にして—	小児科助手	高田 洋	260	—	—	260
	777229	サル脳血管の自律神経の分布とその連絡および拡張時におけるカテコールアミン含有量の変動	第一外科助手	小竹 源也	280	—	—	280



試験研究 (1)	787060	リンパ管指向性制癌剤 Emulsion によるリンパ節転移の化学療法	第一外科 教授	間島 進	1,370	910	—	2,280
試験研究 (2)	787051	神経芽細胞腫の自然治癒機構の解明に関する基礎的研究	小児科 教授	中村 恒男	1,200	—	—	1,200
計					25,850	9,310	220	63,380

第一解剖学助教授越智淳三に対し 350,000 円の交付内定があったが、昭和47年3月31日付けで退職のため取扱要領に基づき返還の手続きを行なう。

## 昭和48年度 科学研究費補助金交付内定一覧

S 48.6.8.

種 類	課題 番号	研 究 課 題	研究 担 当 者		交 件 内 定 額		
			所属・職	氏 名	昭和48 年度	昭和49 年度	計
がん特別 研究 (2) (新規)	801583	ヒト神経芽細胞腫が分化過程にせしめず形態と機能の基礎的研究	第一病理 教授	三宅 清雄	千円 3,000	千円 0	千円 3,000
	801584	マウスおよびヒト・インターフェロンの抗癌性に関する基礎的研究	微生物 助教授	岸田綱太郎	2,500	0	2,500
	801585	上皮性組織の再生過程と発癌過程における細胞増殖動態の分析的研究	第一外科 教授	間島 進	2,500	0	2,500
特定研究 (新規)(1)	811012	シナプス機構における生体高分子と伝達物質	第一解剖 教授	佐野 豊	6,000	0	6,000
特定研究 (新規)(2)	821014	培養法による神経-筋接合の研究	第一病理 助教授	米沢 猛	1,000	0	1,000
一般研究 (新規)A	844018	神経興奮伝達機構における生体高分子	第一解剖 教授	佐野 豊	14,500	0	14,500
一般研究 (継続)A	68433	上皮膜物質輸送のレーザーマイクログラフによる分子生理学的研究	第一生理 教授	亘 弘	300	0	300
	744023	哺乳類中枢神経系シナプスの分子薬理学的研究—抑制性 GABA 作用ニューロンを中心として—	薬 理 教授	栗山 欣弥	3,130	0	3,130
一般研究 (新規)B	848160	周期性緊張病および躁うつ病における switch mechanism	精神医 教授	加藤 伸勝	3,250	0	3,250
一般研究 (継続)B	748085	人体組織の細胞動態解析に関する基礎研究	第二病理 教授	藤田 哲也	1,900	0	1,900
一般研究 (新規)C	857008	神経組織における細胞間腔の電顕的研究—凍結乾燥剤およびオートラジオグラフィによる—	第一解剖 助教授	井端 泰彦	1,420	250	1,670
一般研究 (継続)C	757140	大脳基底核の視覚系への関与	精神医 助手	門林 岩雄	650	0	650
	757151	制癌処置の癌細胞増殖に与える影響に関する研究	第二外科 助教授	篠田 正昭	870	0	870
	757162	Gastrin 面よりみた十二指腸潰瘍に対する胃切除術式の基礎的および臨床的研究	第二外科 講師	小玉 正智	800	220	1,020
	757172	末梢神経移植における神経再生と拒絶反応に関する実験的研究	整形外科 教授	諸富 武文	750	0	750
一般研究 (新規)D	867029	Freeze-Etching 法による肥胖細胞顆粒の表面構造の研究	第二病理 助教授	竹岡 成	400	0	400
	867053	異型アルブミン (Double Albuminemia) の遺伝生化学的研究	第三内科 講師	細川 計明	420	0	420
	867088	転移リンパ節内癌細胞増殖に関する研究	第二外科 助手	松本 甫	450	0	450
	868028	原生動物 Tetrahymena pyriformis のリボヌクレオチド還元酵素系の研究	生化学 助 手	山田 良平	280	0	280

奨励研究 (新規) A	874219	形態形成運動に関する基礎的研究 —monolayer culture 条件下における ニワトリ胚神経性網膜細胞の運動機構 並びに接着機構の解析	第二解剖 助手	藤沢 肇	250	0	250
	877020	レーザーマイクロプローブによる腎臓 のイオン濃度分布の測定	第一生理 助手	吉崎 和男	160	0	160
	877055	視床下部—下垂体—副腎系の脳内 Cyclic AMP 代謝におよぼす影響	薬理 助手	中川 一夫	280	0	280
	877129	免疫電気泳動法による Haptoglobin 亜型の研究	法医学 助手	北川 泰子	250	0	250
	877168	培養法による神経組織に対する薬物の 中毒性作用に関する電子顕微鏡的観察 —キノホルムのミトコンドリアに対す る選択的障害を手懸りとして—	精神医 助手	佐藤 能史	300	0	300
	877176	スクレオタイド代謝からみた虚血心の 病態に関する研究	第二内科 助手	木津 明	200	0	200
	877220	癌のリンパ節転移に関する基礎的研究	第一外科 助手	西岡 文三	400	0	400
	877269	大脳誘発電位聴力検査法 (ERA) の中 枢障害者に対する検討	耳鼻科 助手	井端 幸子	320	0	320
試験研究 (継続) (1)	787060	リンパ管指向性抗癌剤 Emulsion によ るリンパ管転移の化学療法	第一外科 教授	間島 進	910	0	910
試験研究 (新規) (2)	887013	新しい有機溶媒細胞分画法の開発とそ の応用に関する研究	薬理 教授	栗山 欣弥	1,200	0	1,200
計				29件	48,390	470	48,860

篠田正昭(第二外科助教授)に対し870千円の交付内定があったが、同人は48年3月31日付けで退職のため、研究分担者であった松本甫(第二外科助手)を研究代表者として交付申請書を提出した。なおこのことは、研究助成課の指示によるものであるが交付の有無は未定である。

(編集委員)



1972年11月の教授会全員

後列：山本、岡田、小田、高本、菅沼、佐野、宮崎、直、栗山、村上、水越、  
中列：藤田、加藤、桑垣、三谷、吉田(秀)、吉田(忠)、能勢、服部、増田、  
諸富、永田、橋本、鮎田  
前列：鞍岡事務局長、三宅、小片、間島図書館長、中村学長、谷病院長、  
吉田(幸)学生部長、外松研究部長、藤喜進学部長、山田